

## 資料編

## 1. 市域の概況

## 1.1 位置・地勢

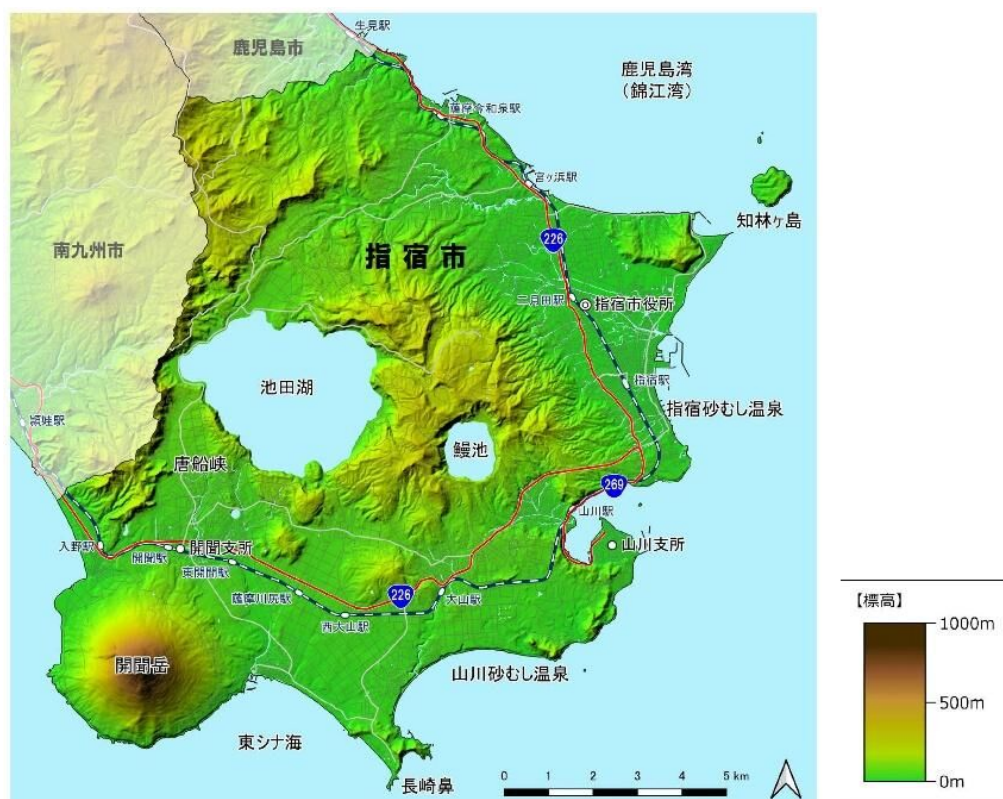
本市は、薩摩半島の南端部に位置し、東側は鹿児島湾(錦江湾)を隔てて大隅半島を望み、西および北側は南九州市・鹿児島市に隣接し、南側は東シナ海に面しています。東西16.765km、南北16.538kmに広がり、面積は148.82km<sup>2</sup>です。

また、海岸線の延長は約54.3kmあります。

中央部に九州第1位の大きさを誇る池田湖(10.91km<sup>2</sup>、水深233m)と第2位の鰻池(1.20km<sup>2</sup>、水深55.8m)があり、それらを開聞岳(別名:薩摩富士、924m)、三巢山(416.7m)、鷲尾岳(411m)、清見岳(401.9m)、烏帽子岳(362.7m)、鍋島岳(256.2m)、辻之岳(227.6m)などのトロコニーデ\*型、トロイデ\*型およびアスピーテ\*型といった多様な形態の火山が囲んでいます。

その特殊な地形は、霧島錦江湾国立公園地域に指定されています。

一方、市街地は主に海岸沿いに形成されており、開聞岳周辺の地域では開聞岳より内陸に形成されています。



出典)「指宿市地域公共交通計画」(2024年、指宿市)

資料編 図 1 本市の標高図

## 1.2 沿革

本市では、国の法令や計画の制定・改定を踏まえ、市民生活や地域の営みに寄り添った取り組みを積み重ねてきました。これまでの主な出来事と取り組みを、資料編 表 1に年表として整理します。

資料編 表 1 本市の年表

時代区分	年代	和暦	自然に係る主な出来事	人・社会に係る主な出来事
旧石器	約10万年前	—	長崎鼻ができる	
			阿多カルデラができる	
			知林ヶ島・魚見岳ができる	
	5～6万年前	—	竹山・俣川洲、辻之岳、鷲尾岳ができる	
			清見岳など池田湖東側の山が形成	
	約3万年前	—		西多羅ヶ迫遺跡で狩猟採取生活 が営まれる
約2万8千年前	—	始良カルデラができる		
約2万5千年前	—		小牧3A遺跡など小牧の台地で生活 が営まれる	
約1万5千年前	—		水迫遺跡で定住の先駆けとなる 集落が営まれる(定住生活)	
縄文	約1万年前	—		西多羅ヶ迫遺跡、水迫遺跡、岩本 遺跡、田中遺跡などで生活が営ま れる
	約6,500年前	—	鬼界カルデラ噴火	火砕流等が海を渡って県本土を 襲い、住民はほとんど全滅
	約5,700年前	—	池田カルデラ、鰻池、成川、池底、松ヶ窪、山川 湾、鏡池などが相次いで噴火	
	約3,700年前	—	開聞岳の最初の噴火	大園原遺跡、南摺ヶ浜遺跡、橋牟 礼川遺跡、大渡遺跡などの一部で 稲作・水田が営まれる
弥生	約2,000年前	—	開聞岳噴火、花瀬海岸に玄武岩質の溶岩が流 出	南丹波遺跡、橋牟礼川遺跡、横瀬 遺跡、敷領遺跡などで生活が営ま れる(稲作)
古墳	7世紀後半	—	開聞岳の噴火	
	702年	大宝2年		唱更国(後の薩摩国)が成立
奈良	706年	慶雲3年		揖宿神社建立(神社記録による)
	708年	和銅1年		枚間神社建立(神社記録による)
	713年	和銅6年		朝廷と隼人の武力衝突、大隅国成 立
	721年	養老5年		隼人鎮圧される
	8世紀	—		揖宿郡成立、郡役所が置かれる
平安	800年	延暦19年		薩摩国に班田制が施行、大規模耕 作地が設置される
	874年	貞観16年	開聞岳噴火、旧指宿市街地付近まで大きな被 害を受ける	火山灰が厚く積もり、生活が困難 になる
鎌倉	1197年	建久8年		島津忠久が薩摩・大隅両国の地頭 に任命
室町	1363年	貞治2年		揖宿は大隅国守領となる
南北朝 ～戦国	1588年	天正16年		頼娃・山川・揖宿は島津義久の直 轄地となる
江戸	1620年	元和6年	大六山の大洪水で揖宿神社等が流出	
	1705年	宝永2年		前田利右衛門が琉球からサツマイ モを持ち帰る
	1830年頃	天保1年	揖宿郡新田地区の干拓事業が始まり、内海が 消滅	

時代区分	年代	和暦	自然に係る主な出来事	人・社会に係る主な出来事
江戸	1857年	安政4年	池田湖の水利事業(鳥越堀切工事)開始、現在の池田湖の形状となる 新川が誕生する	
	1858年	安政5年		咸臨丸が山川港入港(勝海舟と島津齊彬が会談)
	1863年	文久3年		薩英戦争勃発
明治	1868年	明治1年		煙草の大製造工場において県下の大半の製造を担うに至る
明治	1877年	明治10年	成川浜が埋め立てられ、火薬庫が建造される	西南戦争勃発
	1889年	明治22年		揖宿郡指宿村・今和泉村・山川村が発足
	1896年	明治29年		穎娃郡が揖宿郡に編入
	1910年	明治43年		山川でかつお節製造開始
大正	1918年	大正7年	池田湖・鰻池で魚の放流、人工孵化を始める	
	1922年	大正11年		温泉熱利用の製塩業が始まる
昭和	1930年	昭和5年		山川町が発足
	1933年	昭和8年		指宿町が発足
	1934年	昭和9年	霧島国立公園が日本で最初の国立公園に指定	
	1948年	昭和23年		今和泉村の一部を分離し、利永村が発足
	1950年	昭和25年		穎娃町が発足
	1951年	昭和26年		穎娃町の一部を分離し、開聞村が発足
	1954年	昭和29年		指宿町と今和泉村が合併し、指宿市が発足
	1955年	昭和30年	※昭和30年代から60年代にかけて、港湾整備やかんがい事業、造林などの社会活動の活発化に伴い、池田湖の赤潮発生や鰻池のアオコ発生、温泉開発による温泉の枯渇、地盤沈下、自動車の普及等による大気汚染といった様々な公害問題が顕著化する	利永村を分割し、山川町と開聞村に編入し、同時に開聞村が町制を施行し開聞町が発足
	1957年	昭和32年	「自然公園法」制定	
	1964年	昭和39年	錦江湾地域及び屋久島地域が編入され、霧島屋久国立公園の改称	東京オリンピック・パラリンピック開催
	1967年	昭和42年	「公害対策基本法」制定 指宿し尿処理施設の供用開始	
	1968年	昭和43年	「大気汚染防止法」制定 「騒音規制法」制定	
	1969年	昭和44年	開聞ごみ処理場の供用開始	
	1970年	昭和45年	「水質汚濁防止法*」制定	
			「悪臭防止法*」制定	
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」制定	
			「海洋汚染防止法」制定	
	1971年	昭和46年	指宿広域市町村圏組合を設立(指宿市、山川町、開聞町、穎娃町)	
			指宿市清掃センターの供用開始	
			指宿ごみ処理場の供用開始	
1972年	昭和47年	「自然環境保全法」制定	札幌オリンピック開催	
1973年	昭和48年	温泉開発により柴立温泉が枯渇する		
1978年	昭和53年	クリーン指宿実行委員会結成		
		山川ごみ処理場の供用開始		
		開聞し尿処理施設の供用開始		
平成	1991年	平成3年	「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」制定	
平成	1993年	平成5年	「環境基本法*」制定	

時代区分	年代	和暦	自然に係る主な出来事	人・社会に係る主な出来事
	1995年	平成7年	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法*)」制定	
	1997年	平成9年	指宿市指定袋ごみ収集開始	
	1998年	平成10年	「地球温暖化*対策の推進に関する法律(温対法)」制定 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法*)」制定	長野オリンピック・パラリンピック開催
	2000年	平成12年	「循環型社会形成推進基本法」制定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」制定 指宿市資源ごみ収集開始13品目(缶・びん・発泡スチロール・ペットボトル・プラ容器・紙類)	
	2002年	平成14年	「鳥獣保護法」改正	
	2004年	平成16年	「外来生物法」改正	
	2005年	平成17年	京都議定書の発効	愛知万国博覧会
	2006年	平成18年		指宿市・山川町・開聞町が合併して、現在の指宿市が誕生
	2008年	平成20年	「第一次環境基本計画」策定 「生物多様性*基本法」制定 「第一次指宿市環境基本計画」策定 「第一次指宿市地球温暖化*防止実行計画」策定	
	2009年	平成21年	「廃食油」の資源ごみ収集開始	
	2011年	平成23年		東日本大震災発生
	2012年	平成24年	屋久国立公園を分離し、霧島錦江湾国立公園に改称 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」制定 指宿広域汚泥リサイクルセンター供用開始	
	2013年	平成25年	指宿広域管理型最終処分場供用開始	
	2014年	平成26年	「水循環基本法」制定 「第二次指宿市地球温暖化*防止実行計画」改定 「カセットボンベ・スプレー缶」「小型家電」の資源ごみ収集開始	
	2015年	平成27年	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)にてパリ協定採択 国連サミットにてSDGs(持続可能な開発目標)が採択	
	2016年	平成28年	「第二次指宿市環境基本計画」改定	
	2017年	平成29年	指宿広域クリーンセンター供用開始	
令和	2019年	令和元年	「食品ロス*の削減の推進に関する法律」制定	
			「プラスチック資源循環戦略」策定	
			「第三次指宿市地球温暖化*防止実行計画」改定 (一社)JBRCの排出者として登録、回収対象電池はJBRCが無償で回収 リネットジャパン(株)と協定を締結、パソコンを含む小型家電等はリネットジャパンが無償で回収	
2020年	令和2年	2050年カーボンニュートラル*宣言(国) 環境省レッドリスト2020公表 「池田湖水質環境管理計画策定」(鹿児島県)	新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定	
		2021年	令和3年	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」制定
令和	2021年	令和3年	「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」が	

時代区分	年代	和暦	自然に係る主な出来事	人・社会に係る主な出来事	
			世界自然遺産に登録		
			薩南海岸県立自然公園*新規指定		
			指宿市ゼロカーボンシティ*宣言		
			一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会と災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定締結		
	2023年	令和5年			新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行 かごしま国体開催
	2024年	令和6年	「プラスチック製品」の資源ごみ収集開始 「第四次指宿市地球温暖化*防止実行計画(事務事業編)」策定		
	2025年	令和7年	鹿児島県環境整備事業協同組合と災害時におけるし尿及び浄化槽*汚泥等の収集運搬に関する協定締結 株式会社E COMMITと環境に配慮した資源循環等の推進に関する連携協定締結		大阪・関西万博開催
	2026年	令和8年	「第三次指宿市環境基本計画」改定 「指宿市地球温暖化*対策実行計画(区域施策編)」策定 「衣類」の資源ごみ収集開始		

## 1.3 気候特性

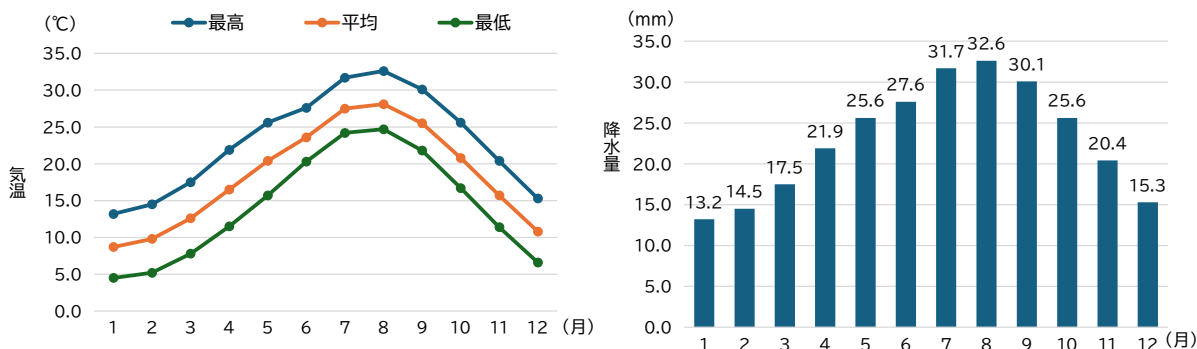
本市の気候は、西海型気候区に属し、その南端部に位置しています。

沿岸域を流れる黒潮の影響を受けて温暖多雨で、九州の典型的な気候かつ亜熱帯的な特徴も有しています。年平均気温は18.3℃、年平均降水量は2,602.1mm、年平均風速は1.7m/s、年平均日照時間は1,938.3時間となっています。

資料編 表 2 本市の気象の状況(平年値)

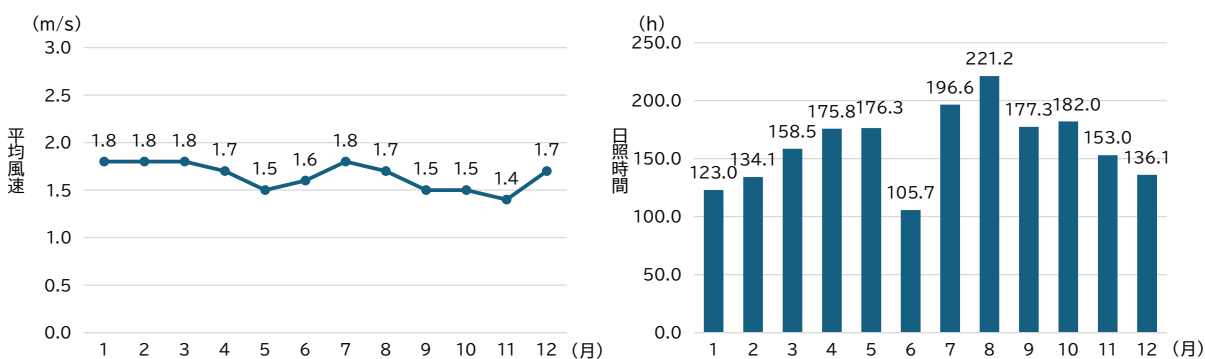
項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温(℃)	最高	13.2	14.5	17.5	21.9	25.6	27.6	31.7	32.6	30.1	25.6	20.4	15.3	23.0
	平均	8.7	9.8	12.6	16.5	20.4	23.6	27.5	28.1	25.5	20.8	15.7	10.8	18.3
	最低	4.5	5.2	7.8	11.5	15.7	20.3	24.2	24.7	21.8	16.7	11.4	6.6	14.2
降水量(mm)	93.0	133.4	192.2	232.3	237.9	592.0	352.8	204.1	239.2	107.4	120.3	97.5	2,602.1	
平均風速(m/s)	1.8	1.8	1.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.7	1.5	1.5	1.4	1.7	1.7	
日照時間(h)	123.0	134.1	158.5	175.8	176.3	105.7	196.6	221.2	177.3	182.0	153.0	136.1	1,938.3	

出典)「観測・統計データ 平年値(1991年～2020年)」(気象庁)をもとに作成



出典)「観測・統計データ 平年値」(1991年～2020年、気象庁)をもとに作成

資料編 図 2 本市の気象状況の月変化(平年値) 左:気温、右:降水量



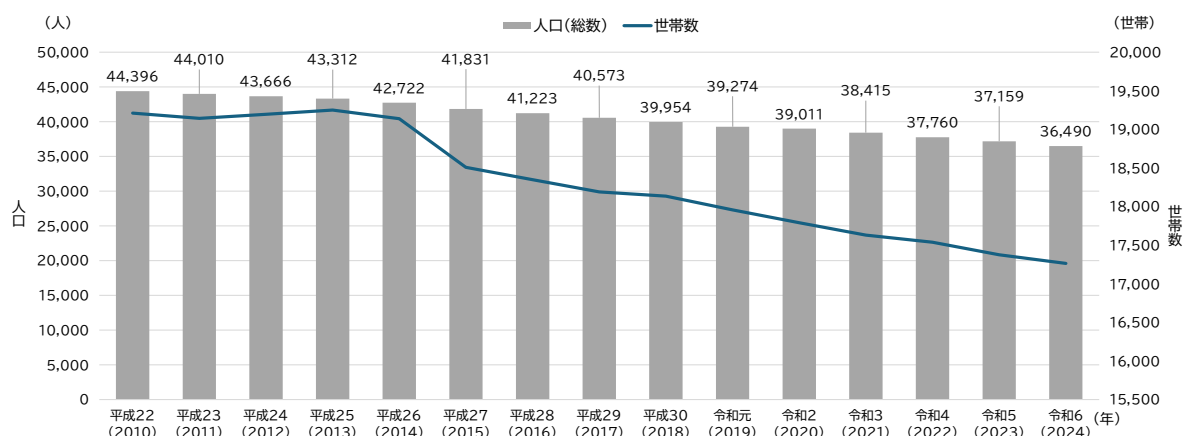
出典)「観測・統計データ 平年値」(1991年～2020年、気象庁)をもとに作成

資料編 図 3 本市の気象状況の月変化(平年値) 左:平均風速、右:日照時間

## 1.4 人口・年齢構成

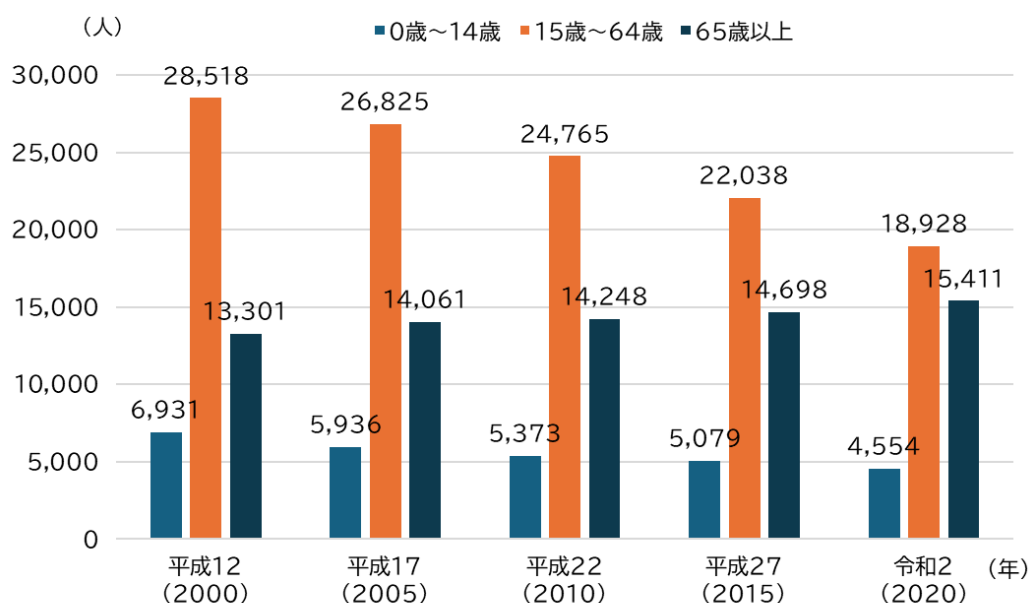
令和2(2020)年の国勢調査によると、人口、世帯数ともに年々減少傾向にあり、昭和60(1985)年から令和2(2020)年までの35年間で人口が約28.8%、1世帯当たりの人員が約22.9%減少しています。さらに、年齢3区分別人口の割合をみると、「0～14歳人口」および「15～64歳人口」は減少傾向、「65歳以上人口」は、増加傾向であり、少子高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口によると、本市の人口は今後も減少することが予測されており、令和47(2065)年には、17,257人となり、令和2(2020)年に比べて55.8%減少すると予測されています。



出典)「統計いぶすき 令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 4 本市における人口および世帯数の変化



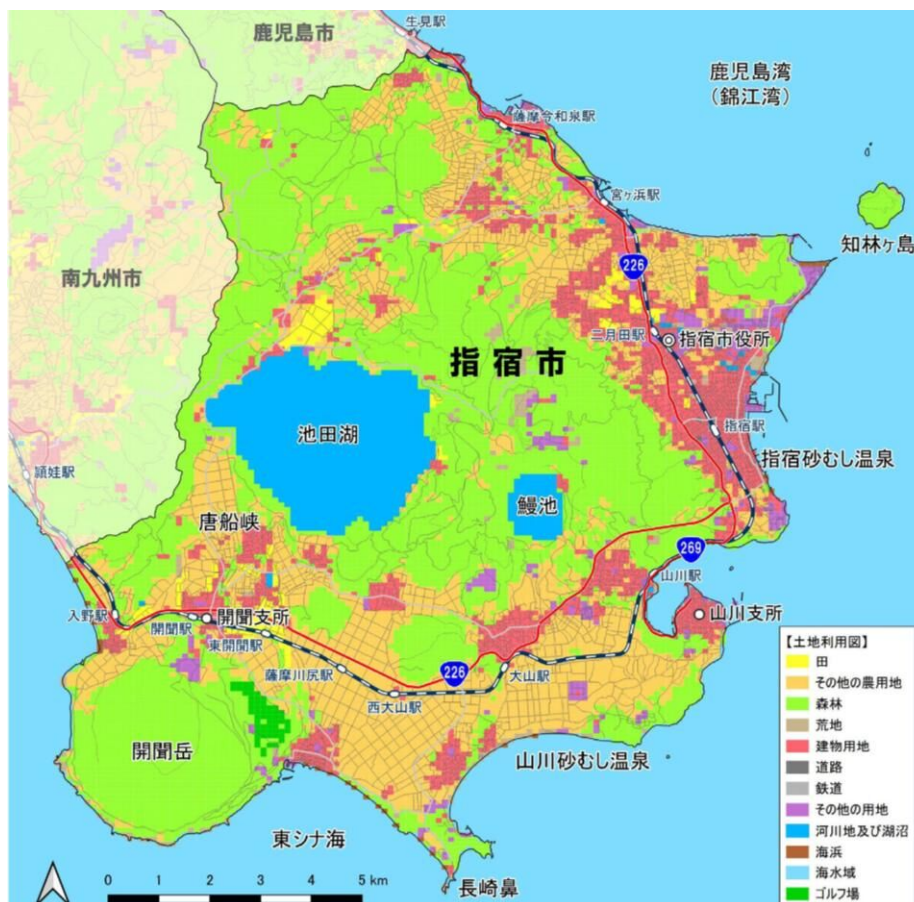
出典)「統計いぶすき 令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 5 年代別人口の変化

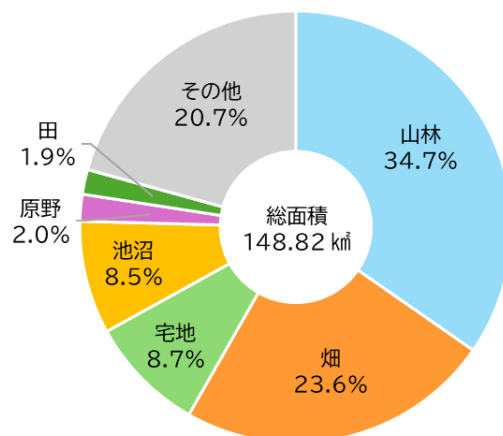
## 1.5 土地利用

本市の地目別の土地利用構成は、山林が34.7%、畑が23.6%、池沼が8.5%であり、自然豊かな環境を有しています。

一方、宅地の割合は全体の8.7%であり、建物用地は本市の北東部に密集しています。



出典)「指宿市地域公共交通計画」(2024年、指宿市)



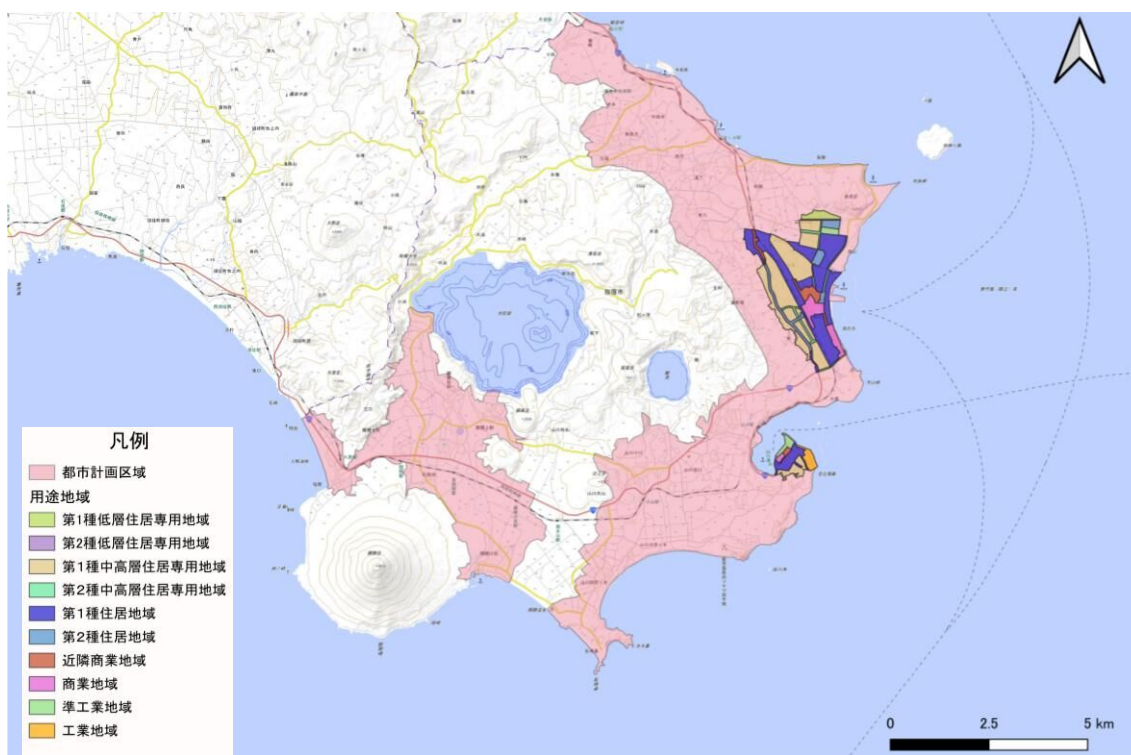
出典)「統計いぶすき 令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 6 本市の土地利用図(上)と土地利用面積(下)

## 1.6 都市計画

本市は、中央部の山地、池田湖および鰻池を囲むように6,737ha(市域の45.3%)の都市計画区域\*を設けており、その内、645haを用途地域\*に定めています。

また、都市計画区域\*は指宿、山川、開聞の3区域であり、各区域で基本理念を実現するために基づきまちづくりを進めています。



地理院タイルに「(国土数値情報|用途地域・都市計画区域)」(国土交通省)を加工して掲載

資料編 図 7 用途地域\*・都市計画区域\*

資料編 表 3 各都市計画区域\*の基本理念および基本方針

都市計画区域*	基本理念	基本方針
指宿	世界に誇れる観光のまち 環境温泉保養都市・指宿	○美しいまちづくり
		○海・温泉・緑の自然を感じるまちづくり
		○快適で利便性の高いまちづくり
		○歴史を感じるまちづくり
山川	魅力ある山川をめざして	○交通基盤の整備を目指したまちづくり
		○居住環境の改善を目指したまちづくり
		○自然資源の保護・活用を目指したまちづくり
開聞	美しい自然、心豊かな人、 活力に満ちた生きがいのある町 “かいもん”	○自然と調和し安心・安全な生活環境の確立を目指したまちづくり
		○特性を活かした産業の自立促進と活性化を目指したまちづくり
		○地方分権への対応を目指した総合的なまちづくり

出典:「都市計画区域マスタープラン策定状況(指宿都市計画、山川都市計画、開聞都市計画)」(鹿児島県)をもとに作成

## 1.7 産業

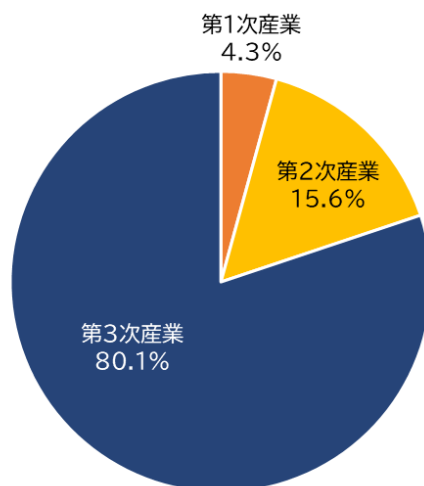
## (1) 産業構造

令和6年経済センサスによると、本市の事業所総数は1,280事業所であり、全事業所の76.6%、全従業員数の80.1%を「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」を中心とする第3次産業が占めています。

資料編 表 4 産業別事業所数・従業員数

産業別	業種別	事業所数(事業所)		従業員数(人)	
第1次産業	農業、林業	67	76	507	561
	漁業	9		54	
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	223	11	2,058
	建設業	121		905	
	製造業	101		1,142	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	9	981	35	10,565
	情報通信業	6		31	
	運輸業、郵便業	29		305	
	卸売業、小売業	336		2,243	
	金融業、保険業	21		179	
	不動産業、物品賃貸業	25		78	
	学術研究、 専門・技術サービス業	37		143	
	宿泊業、飲食サービス業	146		2,176	
	生活関連サービス業、娯楽業	67		392	
	教育、学習支援業	36		339	
	医療、福祉	151		3,787	
	複合サービス事業	31		249	
	サービス業 (他に分類されないもの)	87		608	
総数		1,280		13,184	

出典:「令和6年経済センサス-基礎調査」(総務省)をもとに作成

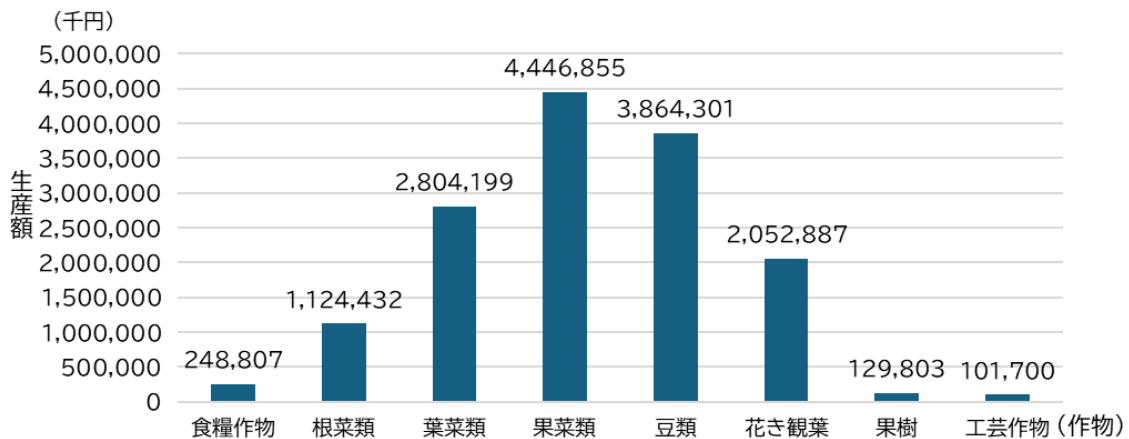


資料編 図 8 産業別従業員数の割合

## (2) 農林水産業

### 1) 農業

農業については、果菜類(かぼちゃ、オクラ等)、豆類(そらまめ、スナップエンドウ等)、花き観葉(切花類、観葉類)の生産が中心となっており、生産額は令和6(2024)年度実績で147億7千万円となっています。



出典)「統計いぶすき 令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 9 農産物の生産額(令和6(2024)年度)

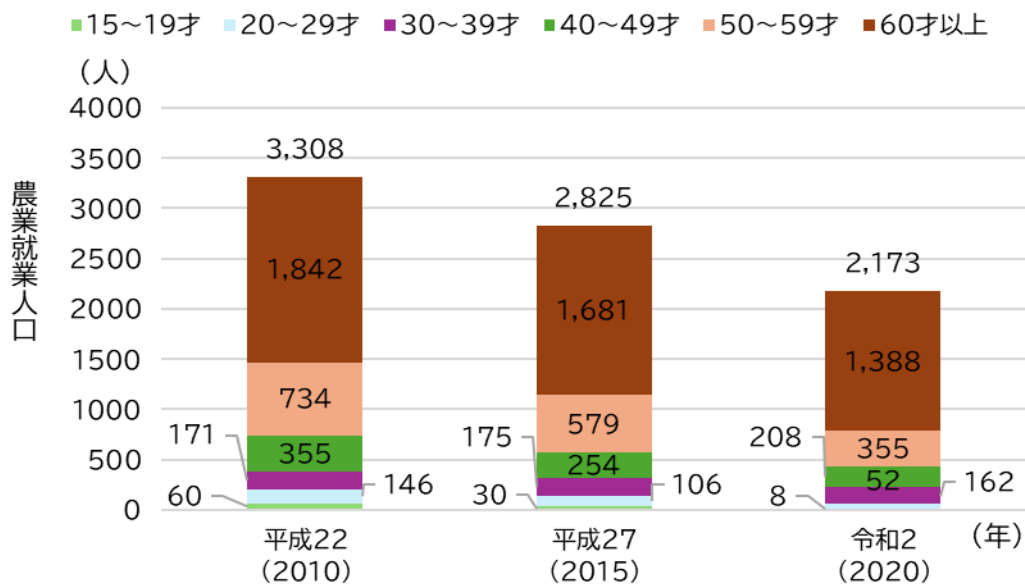
#### 【オクラ栽培】



#### 【テントウムシを活用した総合防除栽培(IPM栽培)\*】



農業従業者数は、長期的に減少傾向にあり、60才以上の高齢者が半数以上を占めています。年々、農業従事者の高齢化が進むとともに、後継者不足も大きな問題となってきています。



出典)「農林業センサス 令和2年」(農林水産省)をもとに作成

資料編 図 10 農業従業人口の推移と年齢構成

## 2) 林業

令和7(2025)年度現在、本市の民有林面積は5,291haであり、そのうちの約59.4%が針葉樹の人工林となっています。林業関係の事業所数は下表に示すとおりです。

また、林業関係の事業に加えて、本市では森林保全のため、除間伐\*が実施されています。

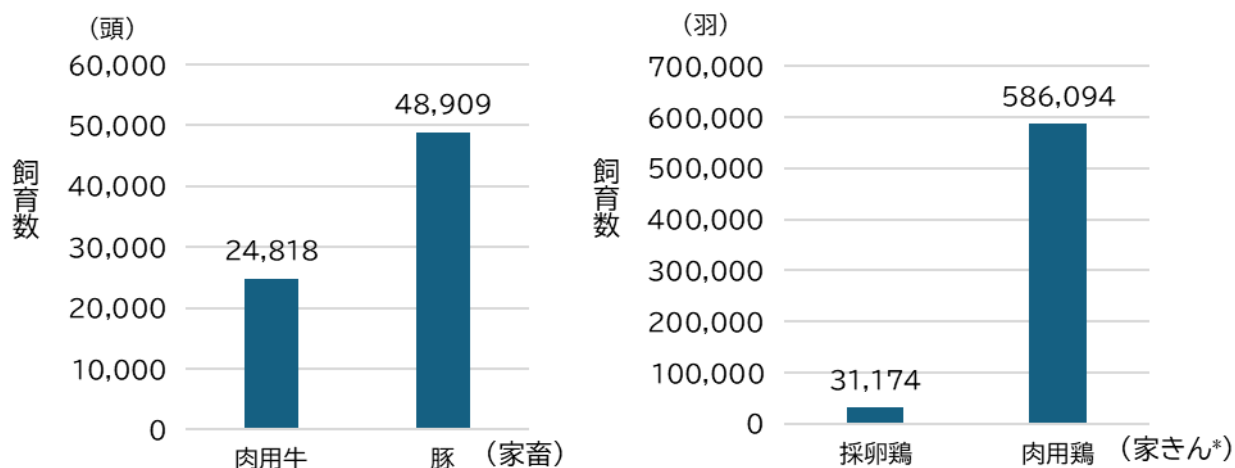
資料編 表 5 林業に係る事業所数

業種	事業者数
素材生産事業所	1
木材加工工場	5

出典)「令和7年度 鹿児島県森林・林業統計」をもとに作成

### 3) 畜産業

畜産業については、家畜・家さん\*飼養戸数は減少傾向にあり、令和6(2024)年度の生産額は約198億円となっています。本市における家畜・家さん\*の飼育数は肉用牛が約2万5千頭、豚が約4万9千頭、採卵鶏が約3万1千羽、肉用鶏が約58万6千羽となっています。



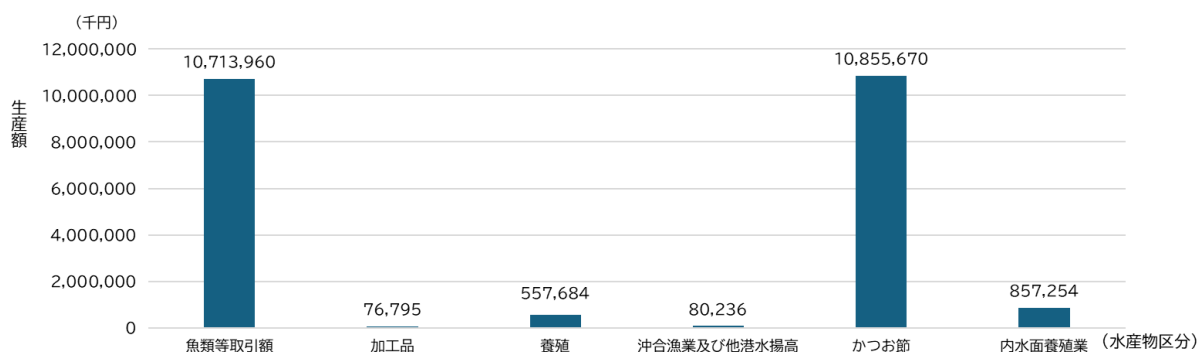
出典)「統計いぶすき 令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 11 家畜・家さん\*飼育頭羽数(令和6(2024)年度)

### 4) 水産業

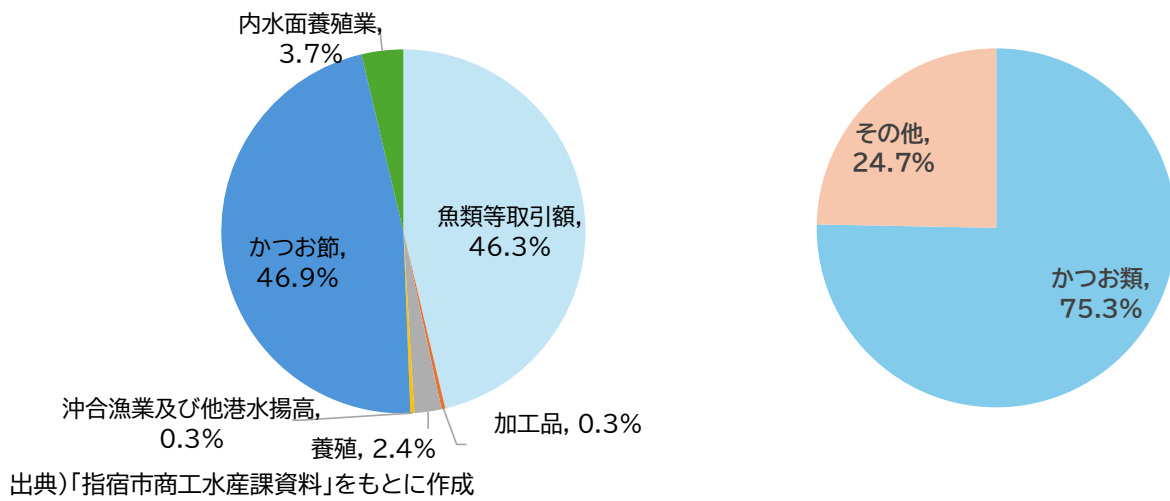
水産業については、令和6(2024)年度の生産額は約231億円となっています。生産額の内訳は、魚類等取引額とかつお節が90%以上を占めています。

魚類等取引額のうち、主要な漁獲はかつお類であり、75.3%を占めています。



出典)「指宿市商工水産課資料」をもとに作成

資料編 図 12 水産業の生産額(令和6(2024)年度)



資料編 図 13 水産業の生産額内訳(左)、魚類等取引額の割合(右)(令和6(2024)年度)

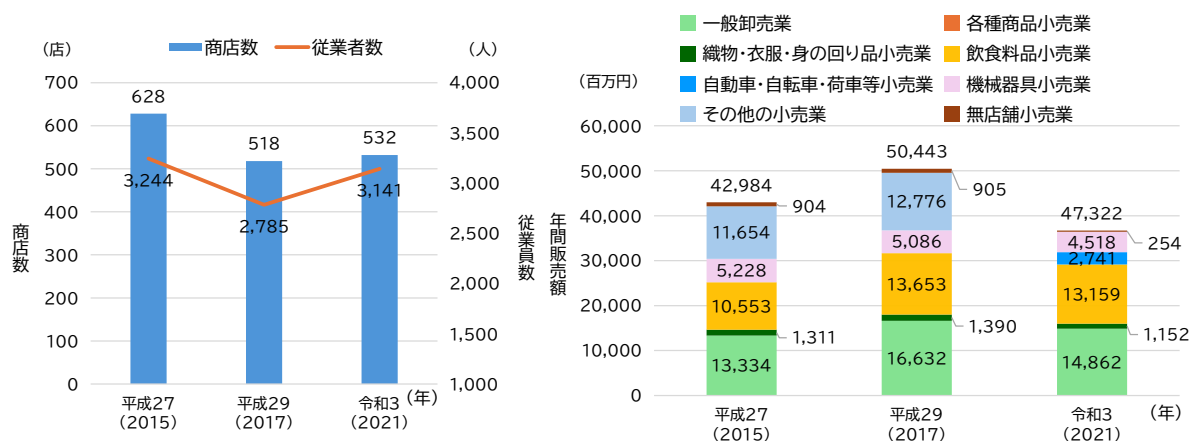
## 【山川漁港外港 水揚げ風景】



### (3) 商業

本市の商業は、商店数・従業員数ともに平成27(2015)年より減少しているものの、平成29(2017)年から令和3(2021)年にかけては微増しています。

令和3(2021)年の年間販売額は約473億2千万円で、内訳は小売業が中心となっています。

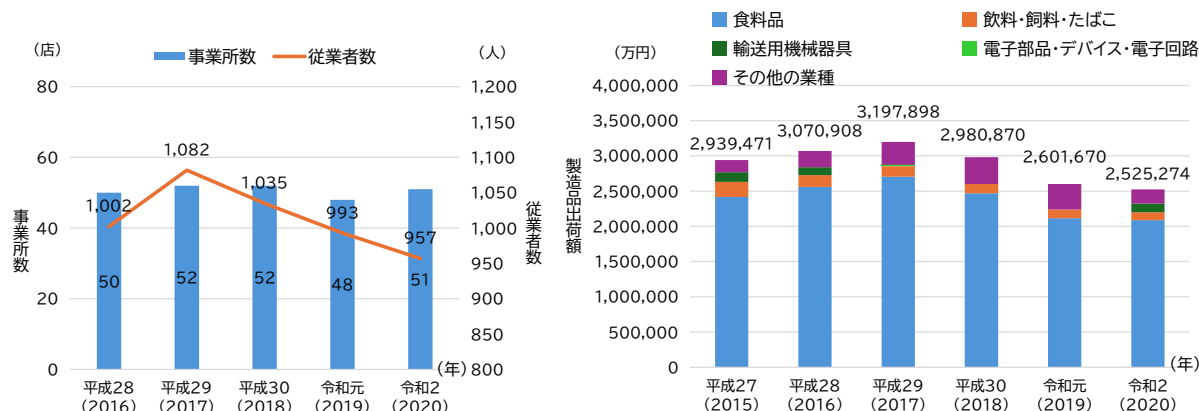


出典)「経済センサス 平成26年、平成28年、令和3年」(経済産業省)をもとに作成

資料編 図 14 商店数・従業員数の推移(左)、年間販売額(右)

### (4) 工業

本市の工業は、令和2(2020)年の製造品出荷額は252億5千万円となっており、食料品関係が中心となっています。



出典)「経済センサス 平成26年、平成28年、令和3年」(経済産業省)、「工業統計調査 平成29年～令和2年」(経済産業省)をもとに作成

資料編 図 15 工業の事業所数・従業員数の推移(左)、年間製造品出荷額(右)

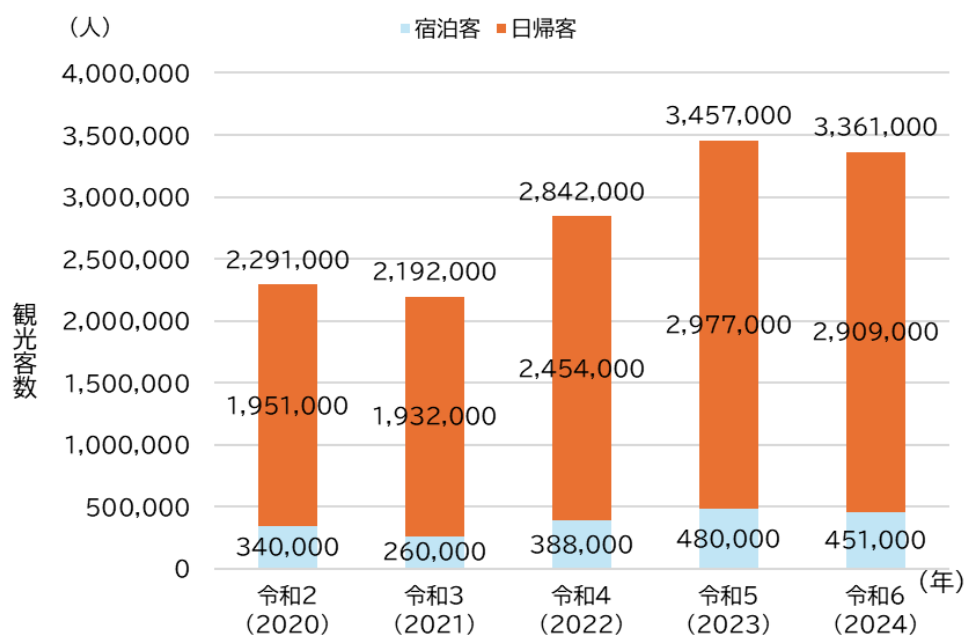
## 1.8 観光

本市には、九州最大の大きさを誇る池田湖、薩摩富士と呼ばれる二重式火山の開聞岳、干潮時に砂州(トンボロ\*)が現れ、陸続き(陸繋島)となる環境省の「かおり風景100選」に認定された知林ヶ島、世界に類を見ない「天然砂むし温泉」をはじめ豊富に湧出する温泉、地熱を利用した鰻池湖畔の天然かまど「スメ」など魅力ある観光資源が分布しています。これらの主要観光地に、年間約336万人以上の観光客が訪れています。

【池田湖】



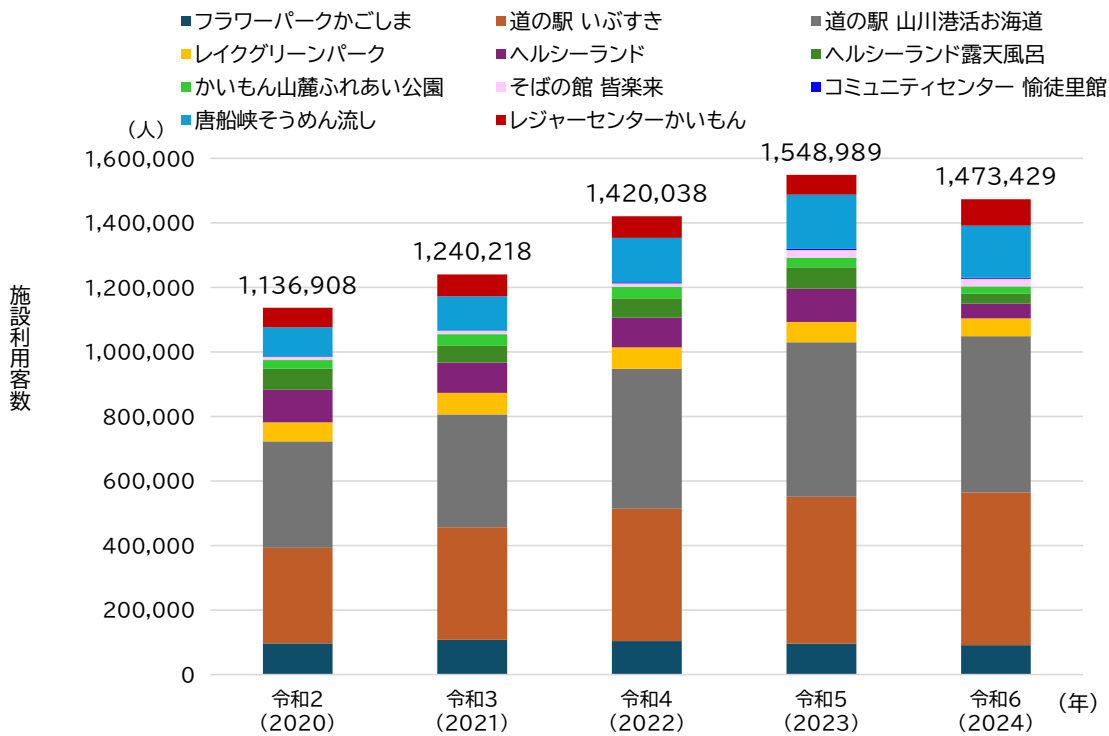
【山川砂むし温泉「砂湯里」】



出典)「統計いぶすき令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 16 観光客数の推移

宿泊施設は52施設を数え、年間約45.1万人が利用しています。これらの山・海・湖・島嶼\*など多様性に富んだ観光資源は、レクリエーション活動やスポーツの場を提供しており、多くの人々が訪れています。



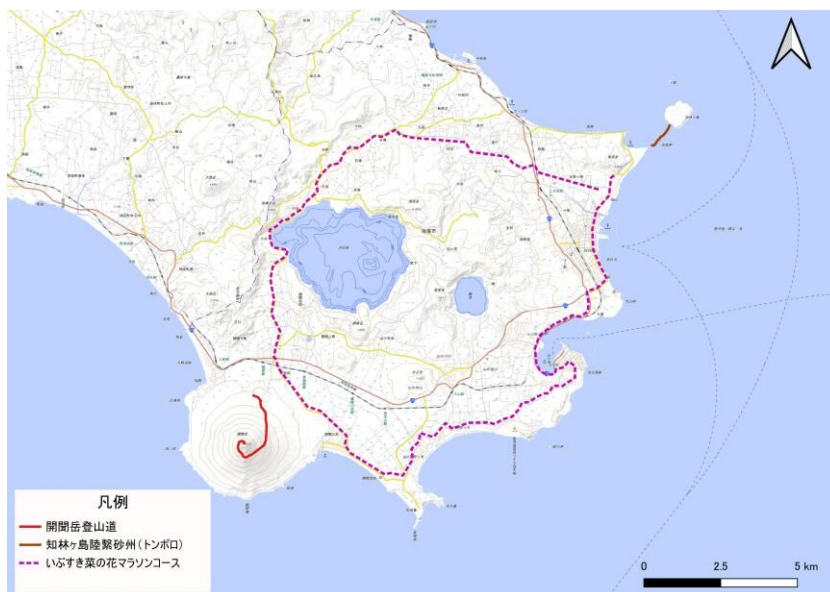
出典)「統計いぶすき令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 17 主要観光施設利用者数の推移



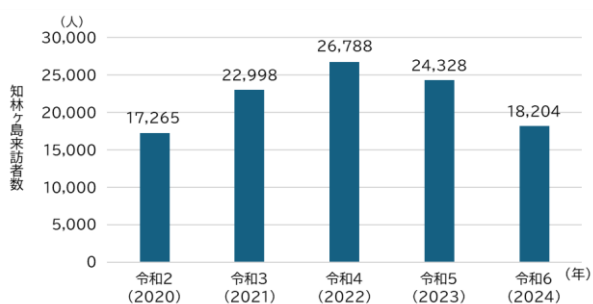
地理院タイルを加工して掲載

資料編 図 18 市内の主要観光施設

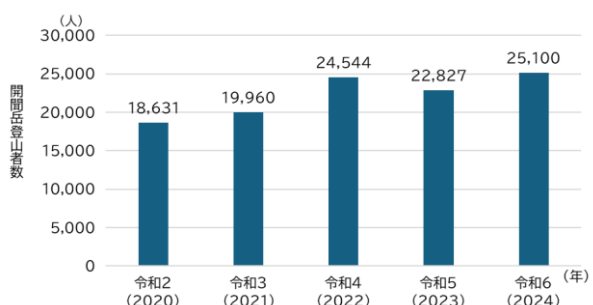


地理院タイルを加工して掲載

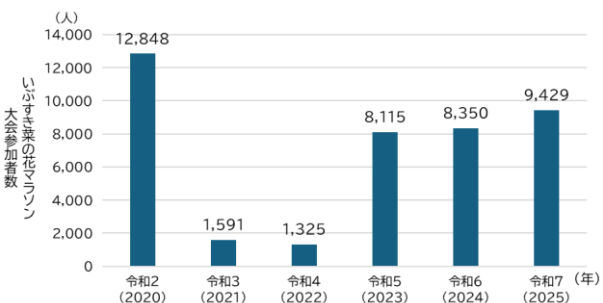
資料編 図 19 開聞岳、知林ヶ島、池田湖に関連する観光・行事



【知林ヶ島】



【開聞岳山頂から見た風景】



【いぶすき菜の花マラソン】



出典)「統計いぶすき令和7年度」(指宿市)をもとに作成

資料編 図 20 開聞岳、知林ヶ島、池田湖に関連する観光・行事参加者数の状況

## 1.9 交通

本市には、県都鹿児島市と南薩地方をつなぐ交通体系の動脈であるJR指宿枕崎線が通っています。

また、国道226号と併せて本市から海上国道(山川・根占フェリー)で南大隅町を經由して宮崎市に至る国道269号の2つの広域的な幹線道路が整備されています。

市域における生活幹線道路としては、主要地方道および一般県道が国道226号および国道269号と接続する形で整備されており、これらの道路網を補完する公共交通機関として、バス路線のほか、市内循環バス(イッシーバス)が運行されています。

本市の自動車保有台数は約3万4千台(1世帯当たりの保有台数は約1.98台)であり、市民の移動手段は、主として自家用車によるものとなっています。



出典)「指宿市地域公共交通計画」(2024年、指宿市)

資料編 図 21 本市の公共交通網図

## 1.10 文化財

本市には、国指定の特別天然記念物\*をはじめとする多くの指定文化財\*が存在します。

また、考古博物館「時遊館COCCOはしむれ」等の文化施設があり、これらの施設を核としながら、現存する文化財等を活用し、歴史や文化への興味を促し、郷土の特色や魅力再発見につなげています。

資料編 表 6 市内の指定文化財\*一覧

地区	指定区分	種別	名称	所在地	指定年月日	
指宿地区	国	史跡	指宿橋牟礼川遺跡	十二町下里	大正13年12月9日	
			鹿児島島津家墓所(今和泉島津家墓所)	岩本3032-1ほか	令和2年3月10日	
		国登録有形文化財	宮ヶ浜港防波堤(捍海隄)	西方宮ヶ浜	平成20年4月18日	
			丸十金物百貨店店舗	西方4826	平成20年10月23日	
			丸十金物百貨店蔵	西方4826	平成20年10月23日	
			中侯家住宅主屋	西方4674	平成20年10月23日	
			坂本家住宅主屋	西方4681	平成20年10月23日	
			蜷川菓子店舗兼主屋	西方4682	平成20年10月23日	
		県	有形文化財	能面	東方733(指宿神社)	昭和36年6月10日
				指宿光明禅寺の木造阿弥陀如来立像	十町2768(光明禅寺)	平成15年4月22日
	久保観音堂の木造菩薩立像			西方8161-1(久保観音堂)	平成30年4月20日	
	敷領遺跡中敷領地点3号建物跡出土遺物			十二町2290(指宿市考古博物館)	令和5年5月2日	
	天然記念物*		指宿神社の社叢	東方733(指宿神社)	平成15年4月22日	
			知林ヶ島のトンボ口*	東方	令和2年4月28日	
	市		史跡	刻地藏	池田池崎	昭和46年3月20日
				松尾城跡	西方6830	昭和46年3月20日
				殿様湯跡	西方1408	昭和46年3月20日
				湯権現	西方1408	昭和46年3月20日
		第八代濱崎太平次正房墓		湊2丁目4-1他	平成14年10月7日	
		弥次ヶ湯古墳		十町97-1他	平成16年3月15日	
		水迫遺跡		西方5529他	平成17年3月3日	
		天然記念物*	おおなぎ群せい地	池田(池田湖)	昭和44年11月3日	
			宮ヶ浜のアコウ	西方4808(報国神社)	平成22年1月6日	
		無形民俗文化財	猿の子踊	池田下門	昭和48年5月1日	
	有形文化財	湊川橋	西方宮ヶ浜	昭和46年3月20日		
		板碑「湯豊宿」	十町2768(光明禅寺)	昭和46年3月20日		
		木造千手観音坐像	十二町2549	昭和47年2月1日		
		島津斉彬公堀井碑新旧二基	東方7353	昭和47年2月1日		
		指宿神社本殿・舞殿・拝殿・勅使殿	東方733(指宿神社)	平成4年3月2日		
		今和泉島津家伝来の手水鉢	岩本2743(今和泉小学校)	平成6年3月2日		
有形民俗文化財	上西園のモイドンなど民俗神	東方2310-1	昭和51年3月18日			
	吉永のモイヤマ	池田4621	昭和51年3月18日			
	指宿神社前田ノ神依代椽ノ木	東方7730	昭和51年3月18日			
	方柱板碑を中心とする民俗神群	新西方455	平成1年7月10日			
有形文化財	方柱四方梵字	十二町2473-1	昭和51年3月18日			
	長勝院址石造物 (快伝銘五輪塔・方柱板碑・石造如来形坐像)	西方宮ヶ浜	昭和57年7月6日			
	久保庵上の方柱板碑	西方8208	昭和51年3月18日			
	菅山の方柱板碑	池田4391	昭和51年3月18日			
	木造聖観音立像二体	西方久保	昭和57年7月6日			
	指宿文書20点	宮崎市高岡町	平成21年3月13日			
	豊玉媛神社等棟札8点	十二町2290(指宿市考古博物館)	平成23年5月11日			
	指宿邑捍海隄記碑	西方4692-1(指宿小学校)	平成30年2月23日			
調所笑左衛門廣郷銘手水鉢2点	西方1408(湯権現)・東方733(指宿神社)	令和元年5月27日				

地区	指定区分	種別	名称	所在地	指定年月日
指宿地区	市	有形文化財	弘化四年指宿神社造替関係資料3点 (指宿神社弘化四年銘棟札・ 「敵国降伏」扁額・「騎馬武人(伝那須与一) 扁額)	東方733(指宿神社)	令和2年5月25日
			色絵薩摩角形瓶	岩本2848	令和4年2月25日
			水迫の方柱板碑(二基)	西方5556	令和5年3月30日
山川地区	国	特別 天然記念物*	ソテツ自生地	山川福元区	昭和27年3月29日
	県	天然 記念物*・ 史跡	山川薬園跡およびリュウガン	山川新生町35	昭和29年3月15日
		天然記念物*	伏目海岸の池田火砕流堆積物と噴気帯	山川福元3339-2先海岸の 一部	平成26年4月22日
	市	有形文化財	鰻地蔵板碑	山川鰻地蔵坂	昭和50年1月24日
			小川六地藏幢	山川小川	昭和49年7月16日
			正龍寺宝珠付角柱石塔婆	山川福元5780	昭和49年7月16日
			成川板碑	山川成川井手方	昭和49年7月16日
			旧正龍寺跡墓石群	山川福元5780	昭和56年10月6日
			地頭仮屋跡石塀	山川新生町84	昭和56年10月6日
			成川十一面観音座像および石殿	山川成川井手方	昭和60年10月24日
			前田利右衛門墓石	山川岡児ケ水	昭和60年10月24日
			河野覚兵衛家墓石群	山川福元5780	平成8年1月4日
		桜井神社木像銘文	山川大山3349	平成8年1月4日	
		有形民俗 文化財	田の神石像	山川成川下原	昭和56年10月6日
			利永の力石	山川利永468	平成8年1月4日
			尾下の田芋田	山川利永	平成14年1月28日
			成川南方神社神舞	山川成川(南方神社)	平成4年4月15日
利永琉球傘踊			山川利永	平成4年4月15日	
浜児ケ水のサンコンメ	山川浜児ケ水		平成14年1月28日		
開聞地区	国	有形文化財	松梅蒔絵櫛笥附属品並目録共 一合	開聞十町1366(枚聞神社)	昭和2年4月25日
	県	有形文化財	枚聞神社本殿	開聞十町1366(枚聞神社)	平成2年3月23日
		天然記念物*	縄状玄武岩	開聞脇浦花瀬崎	昭和29年5月24日
	市	史跡	瑞応院跡	開聞十町1406-1	昭和53年9月11日
			入野原石塔群	開聞十町4754-16	平成4年6月3日
			鳥越堀切	開聞仙田1685-10他	平成25年3月5日
		有形文化財	天の岩屋供養塔群	開聞仙田6542	昭和53年9月11日
			松原田観音寺跡石塔群	開聞十町1188	昭和61年2月27日
			瑞応院中興開山舜請の墓	開聞十町1359-3	昭和53年9月11日
			上野神社周辺供養塔群	開聞上野1963他	昭和47年2月16日
			上仙田東屋敷供養塔群	開聞仙田1791-3	平成1年10月24日
			モクヨ山六地藏塔(仙田室屋)	開聞仙田1444	昭和53年9月11日
			興玉神社(九玉大明神)の棟札	十二町2290(指宿市考古博 物館)	昭和58年1月13日
			頼宋塚	開聞十町2519-4	昭和53年9月11日
			九郎塚	開聞十町2772	昭和53年9月11日
			枚聞神社琉球扁額7点	開聞十町1366(枚聞神社)	平成22年1月6日
		決湖碑	開聞仙田1685-6	平成25年3月5日	
無形民俗 文化財		上野猿の子踊り	開聞上野	平成29年2月23日	

出典「文化財・史跡：指宿市の指定文化財一覧」(2024年、指宿市ホームページ)

【時遊館COCCOはしむれ】



【サンコンメ】



【枚間神社本殿】



## 2. 環境に関するアンケート調査

### 2.1 アンケート調査の概要

#### (1) 調査の目的

「第三次指宿市環境基本計画」の策定にあたり、市民や事業者の皆さんが日常生活の中で感じていることや、市の環境行政に対する意見・要望などを把握し、新しい計画へ反映させるために、アンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査方法

調査対象	配布数	抽出方法	調査方法	調査期間
市民	1,200人	住民基本台帳による地区別年齢順の等間隔無作為抽出	郵送 (調査票回答・WEB回答併用)	令和7(2025)年9月10日～ 令和7(2025)年9月30日
事業者	100社	法人市民税の対象事業者の中から無作為抽出		

#### (3) 回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
市民	1,200人	452人	37.7%
事業者	100社	33社	33.0%

#### (4) 集計・表記方法

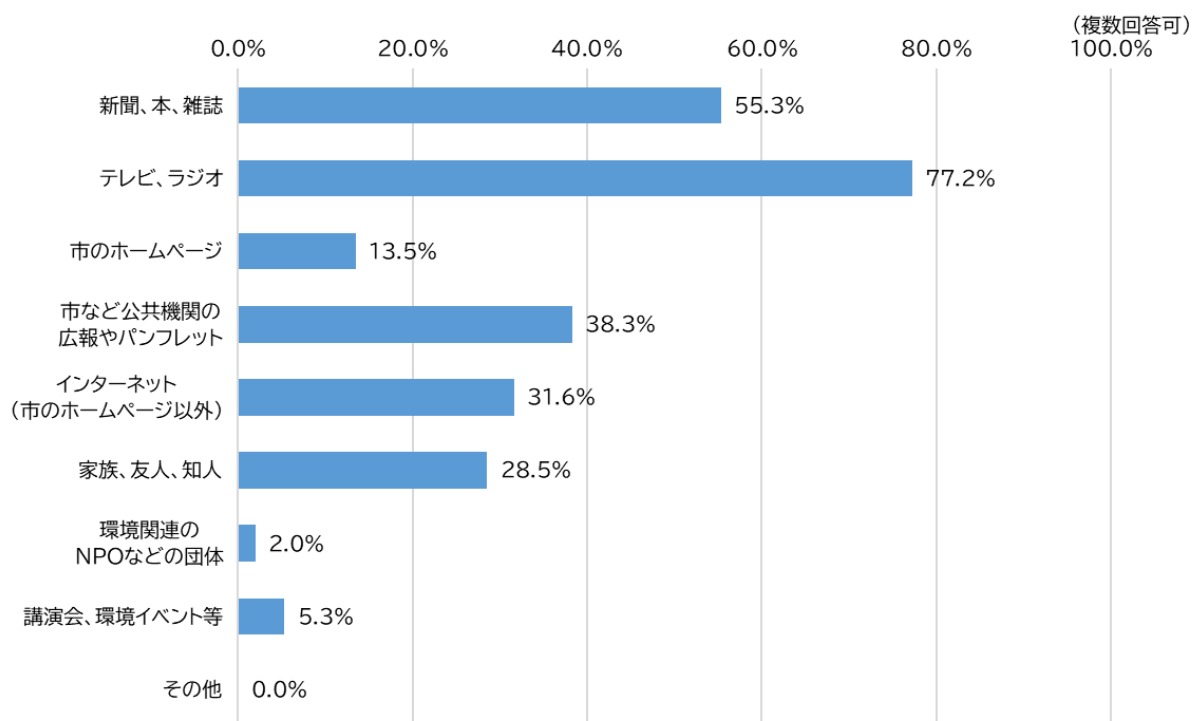
- 集計は、回答者数(市民アンケート:n=452、事業者アンケート:n=33)を基数とした百分率(%)で示すことを基本としていますが、一部、無回答数等を省いて算出しているものもあり、また、選択式の質問については、各問の該当者数を基数として比率を算出しています。
- 百分率は、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります、また、複数回答の間については、比率の合計は100%になりません。
- 本文・図表の選択肢の文言は、実際の調査票の文言を省略しているものがあります。

## 2.2 アンケート調査結果の概要

### (1) 市民アンケート調査

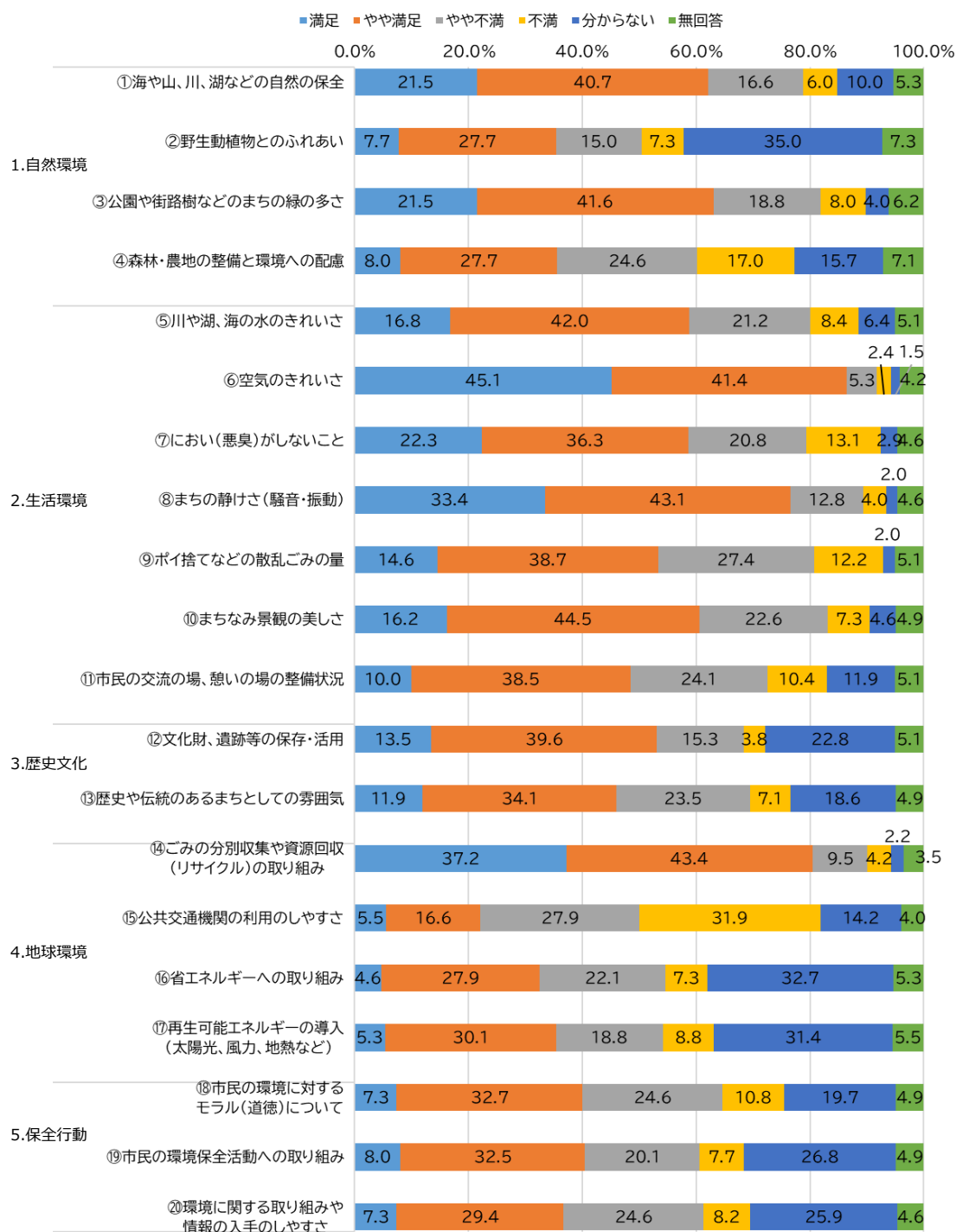
#### ① 環境に関する情報の入手先(複数回答可)

環境に関する情報の入手先は、「テレビ、ラジオ」が最も多くなっています。近年では、市のホームページ以外のインターネットによる情報の入手も一定割合確認されますが、「新聞、本、雑誌」や「市など公共機関の広報やパンフレット」といった紙媒体での情報の入手も依然多く見られます。



## ② 周辺環境の現状についての満足度

周辺環境の現状についての満足度は、「⑥空気のきれいさ」、「⑭ごみの分別収集や資源回収(リサイクル)の取り組み」、「⑧まちの静けさ(騒音・振動)」といった項目が、満足・やや満足と答える人が多く、多くの項目において、満足・やや満足と答える人の割合は半分以上となっています。一方で、「⑮公共交通機関の利用のしやすさ」のみ不満・やや不満と答える人が半分以上となっており、「④森林・農地の整備と環境への配慮」、「⑨ポイ捨てなどの散乱ごみの量」といった項目も、不満・やや不満と答える人が多くなっています。



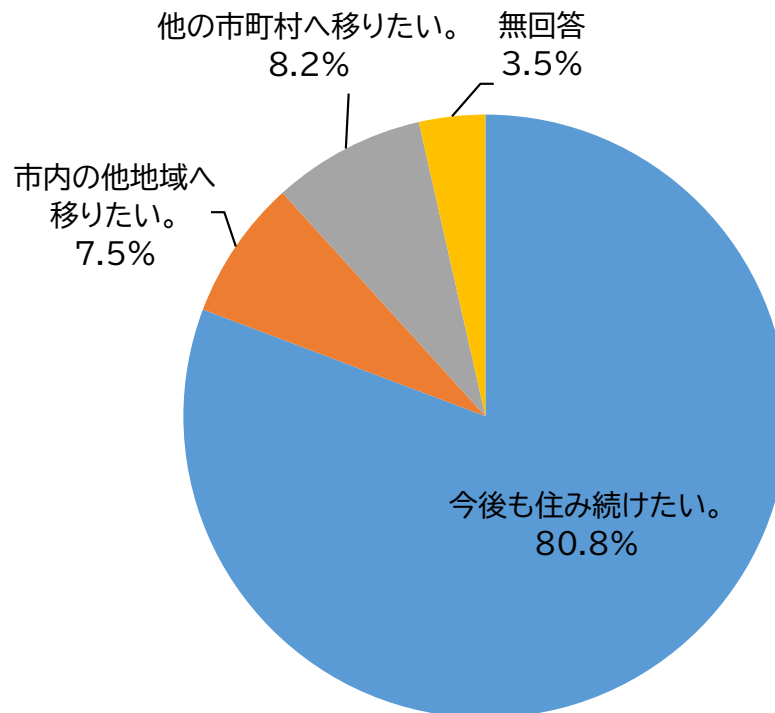
## ③ 重要と考える環境(複数回答可)

重要と考える環境としては、「①海や山、川、湖などの自然の保全」を挙げる人が最も多く、次いで「⑤公共交通機関の利用のしやすさ」、「⑤川や湖、海の水のきれいさ」が多くなっています。

選択肢		回答(件数)	割合(%)
自然環境	①海や山、川、湖などの自然の保全	103	22.8
	②野生動植物とのふれあい	11	2.4
	③公園や街路樹などのまちなみの緑の多さ	54	11.9
	④森林・農地の整備と環境への配慮	70	15.5
生活環境	⑤川や湖、海の水のきれいさ	73	16.2
	⑥空気のきれいさ	27	6.0
	⑦におい(悪臭)がしないこと	58	12.8
	⑧まちなみの静けさ(騒音・振動)	27	6.0
	⑨ポイ捨てなどの散乱ごみの量	67	14.8
	⑩まちなみ景観の美しさ	66	14.6
	⑪市民の交流の場、憩いの場の整備状況	50	11.1
歴史文化	⑫文化財、遺跡等の保存・活用	23	5.1
	⑬歴史や伝統のあるまちとしての雰囲気	35	7.7
地球環境	⑭ごみの分別収集や資源回収(リサイクル)の取り組み	51	11.3
	⑮公共交通機関の利用のしやすさ	89	19.7
	⑯省エネルギーへの取り組み	22	4.9
	⑰再生可能エネルギー*の導入(太陽光、風力、地熱など)	31	6.9
保全行動	⑱市民の環境に対するモラル(道徳)について	65	14.4
	⑲市民の環境保全活動への取り組み	28	6.2
	⑳環境に関する取り組みや情報の入手のしやすさ	15	3.3

## ④ 今後の居住先

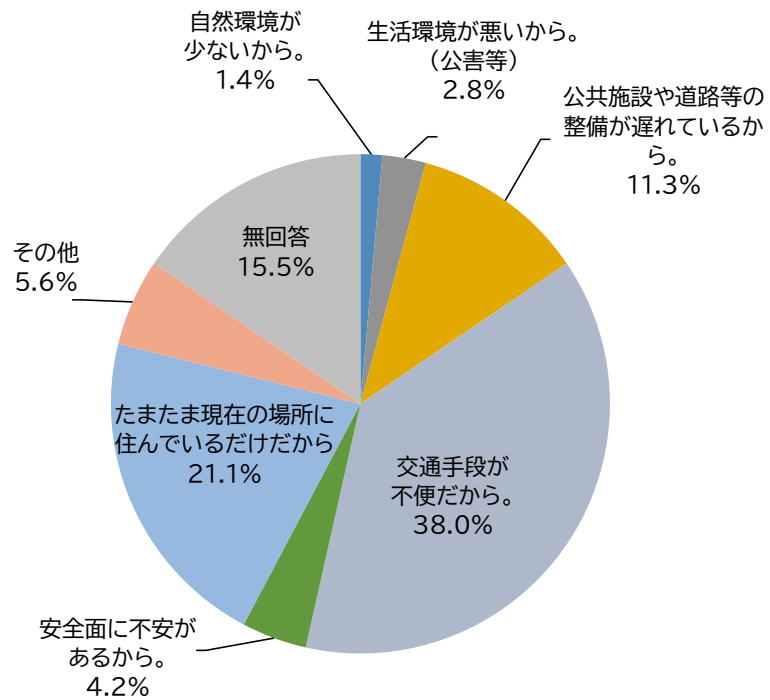
最も多かった回答は「今後も住み続けたい。」であり、他の地域・市町村に移りたいと回答した人は、おおむね15%程度にとどまっています。



なお、「今後も住み続けたい。」と回答した理由としては、「他に移る理由がないから。」が最も多く、次いで「先祖代々住んでいるまちだから。」が多くなっています。

選択肢	回答(件数)	割合(%)
他に移る理由がないから。	103	28.2
先祖代々住んでいるまちだから。	102	27.9
生活環境が快適だから。	67	18.4
安全・安心なまちだから。	28	7.7
自然環境が豊かだから。	25	6.8
自然景観(風景)が気に入っているから。	18	4.9
その他	9	2.5
無回答	7	1.9
交通手段が整っているから。	4	1.1
公共施設や道路等の整備が進んでいるから。	2	0.5
計	365	100

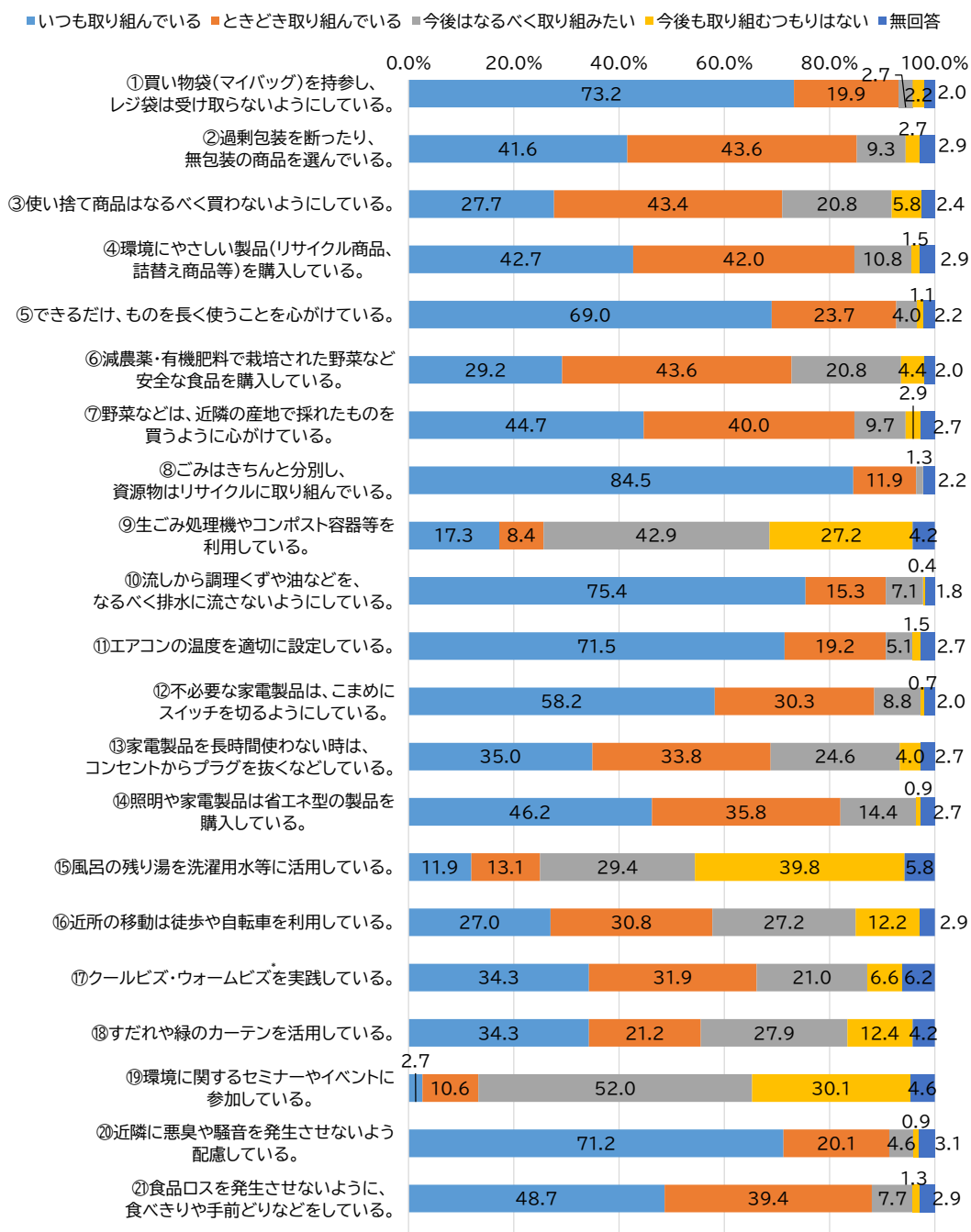
他の地域・市町村に移りたいと回答した理由としては、「交通手段が不便だから。」が最も多くなっています。また、「公共施設や道路等の整備が遅れているから。」も3番目に多く挙げられており、インフラ整備に対する満足度が低い層が一定数存在しています。



## ⑤ 環境保全のための行動

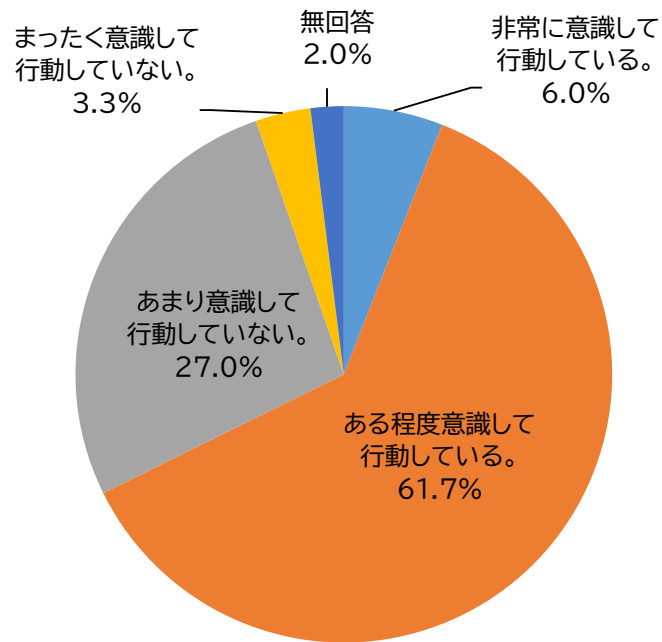
環境に配慮した行動の実施状況について、「いつも取り組んでいる」と「ときどき取り組んでいる」の合計が最も多かったのは、「⑧ごみはきちんと分別し、資源物はリサイクルに取り組んでいる。」となっています。

また、「今後はなるべく取り組みたい」と回答した人が最も多かったのは、「①環境に関するセミナーやイベントに参加している。」となっています。一方で、「今後も取り組むつもりはない」と回答した人が最も多かったのは、「⑮風呂の残り湯を洗濯用水等に活用している。」となっています。



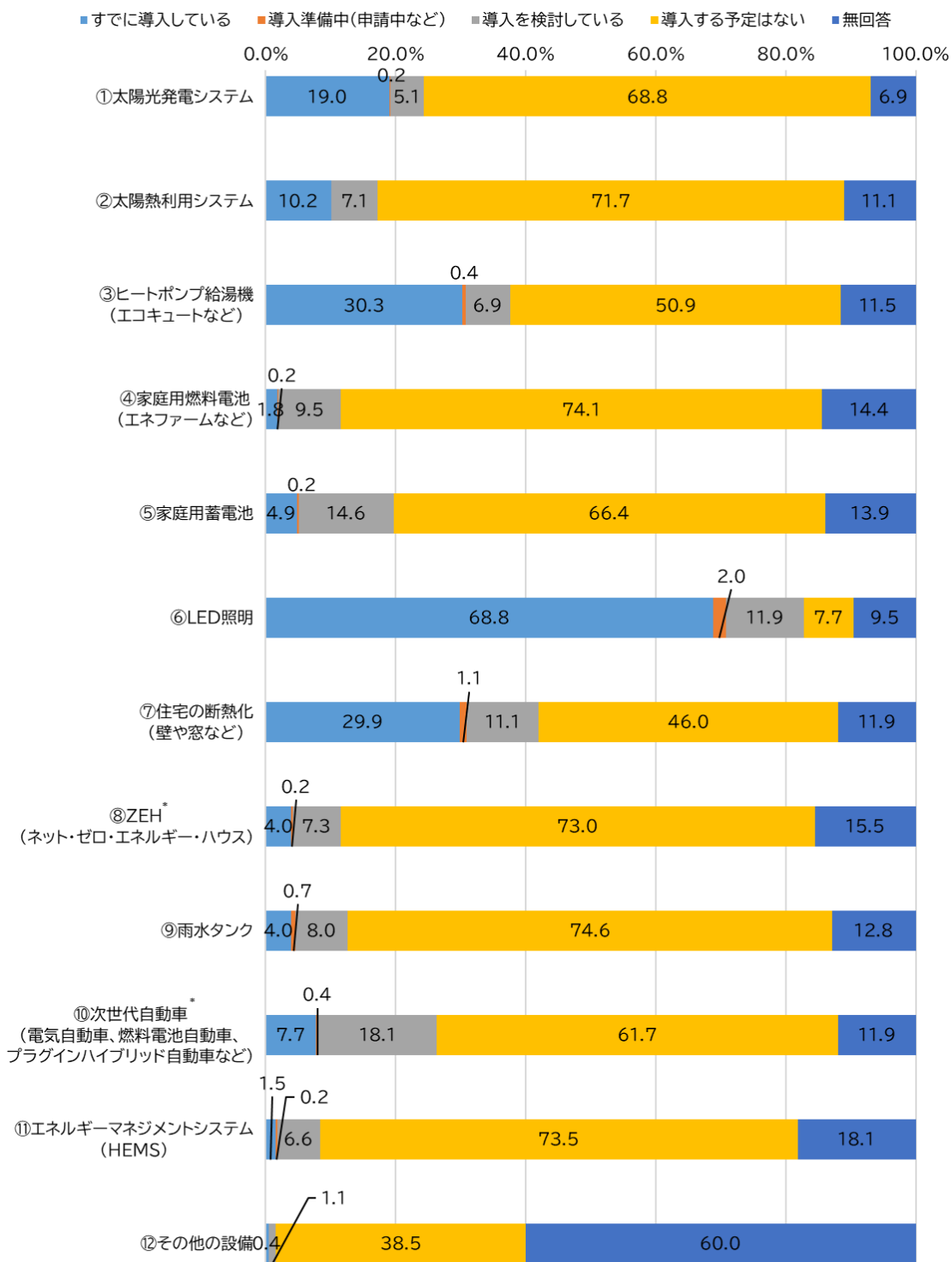
## ⑥ 地球温暖化\*対策に資する行動

地球温暖化\*対策に資する行動については、「非常に意識して行動している。」と「ある程度意識して行動している。」と回答した人の割合を合計すると67.7%となっています。



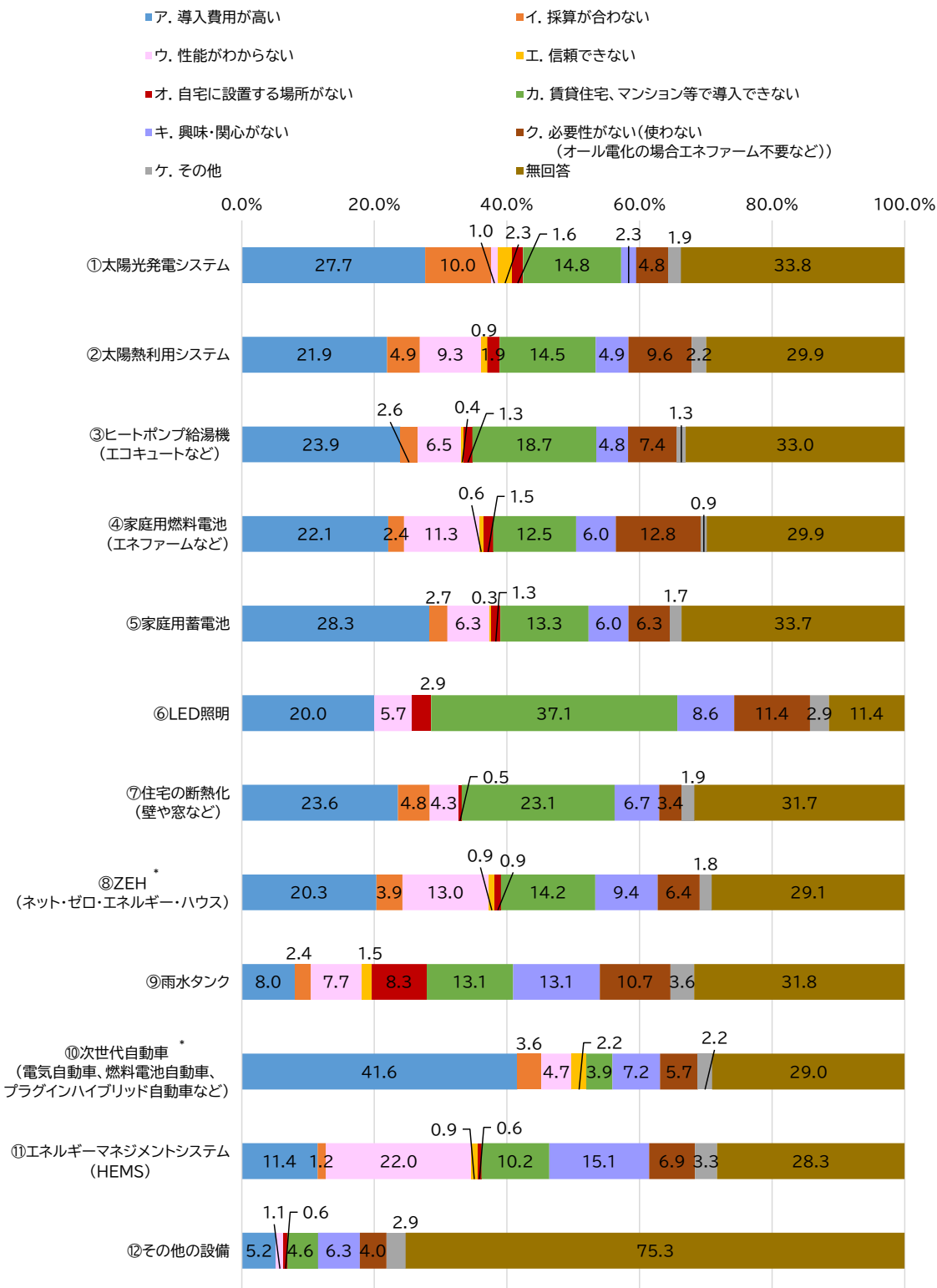
## ⑦ 家庭における省エネルギーや再生可能エネルギー\*の導入状況

「すでに導入している」と「導入準備中(申請中など)」の合計が最も多い回答は「⑥LED照明」で、「導入を検討している」が最も多い回答は「⑩次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車など)」となっています。「⑥LED照明」と「⑦住宅の断熱化(壁や窓など)」以外全ての項目で、「導入する予定はない」が50%以上となっています。



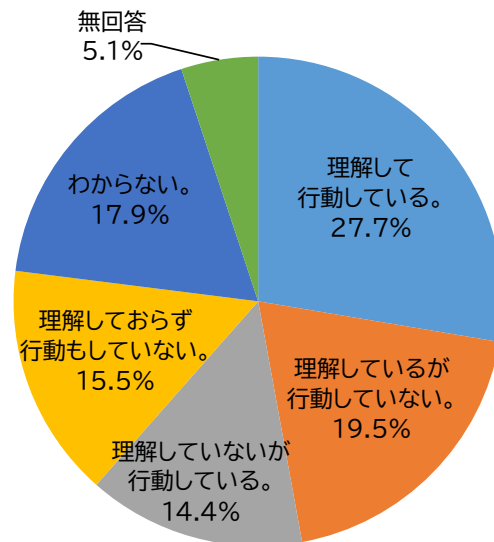
「導入する予定はない」を選択した場合の理由について、「ア.導入費用が高い」の回答割合が最も高い項目は「⑩次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車プラグインハイブリッド自動車など)」となっています。

また、「カ.賃貸住宅、マンション等で導入できない」が最も高い項目は「⑥LED照明」となっています。



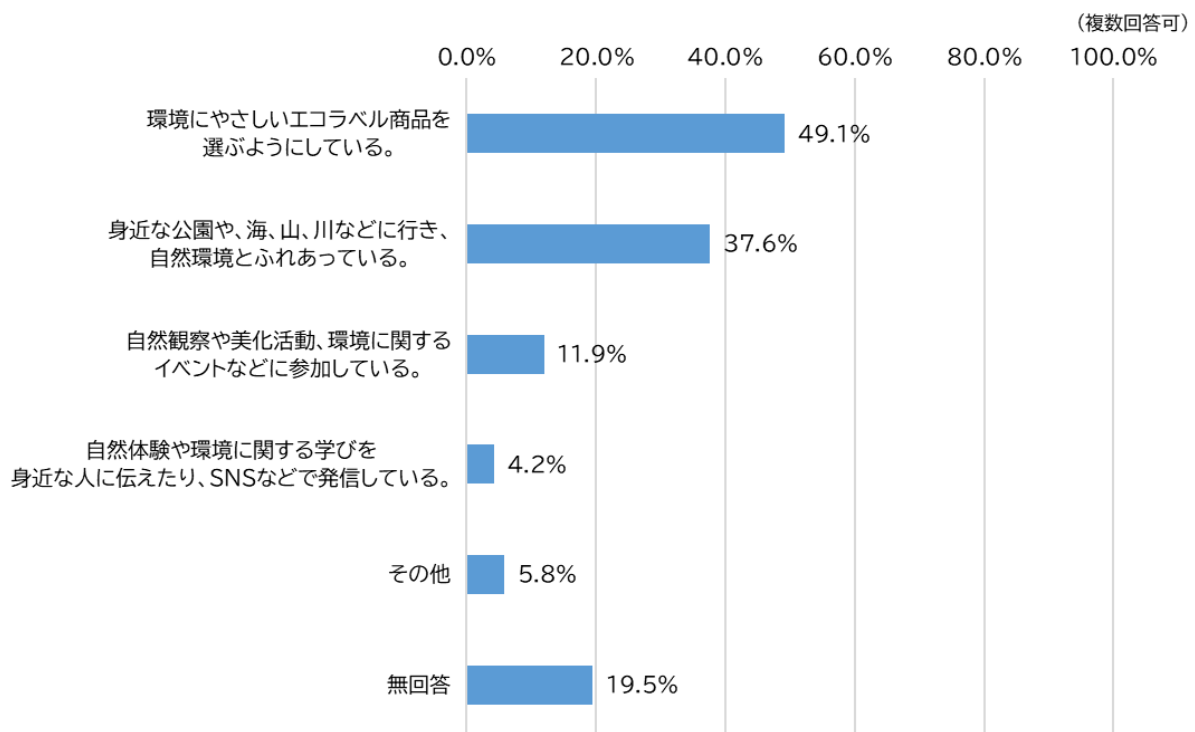
### ⑧ 生物多様性\*保全の理解度

「理解して行動している。」が最も多い回答であり、次いで「理解しているが行動していない。」が多くなっています。



### ⑨ 生物多様性\*保全の行動(複数回答可)

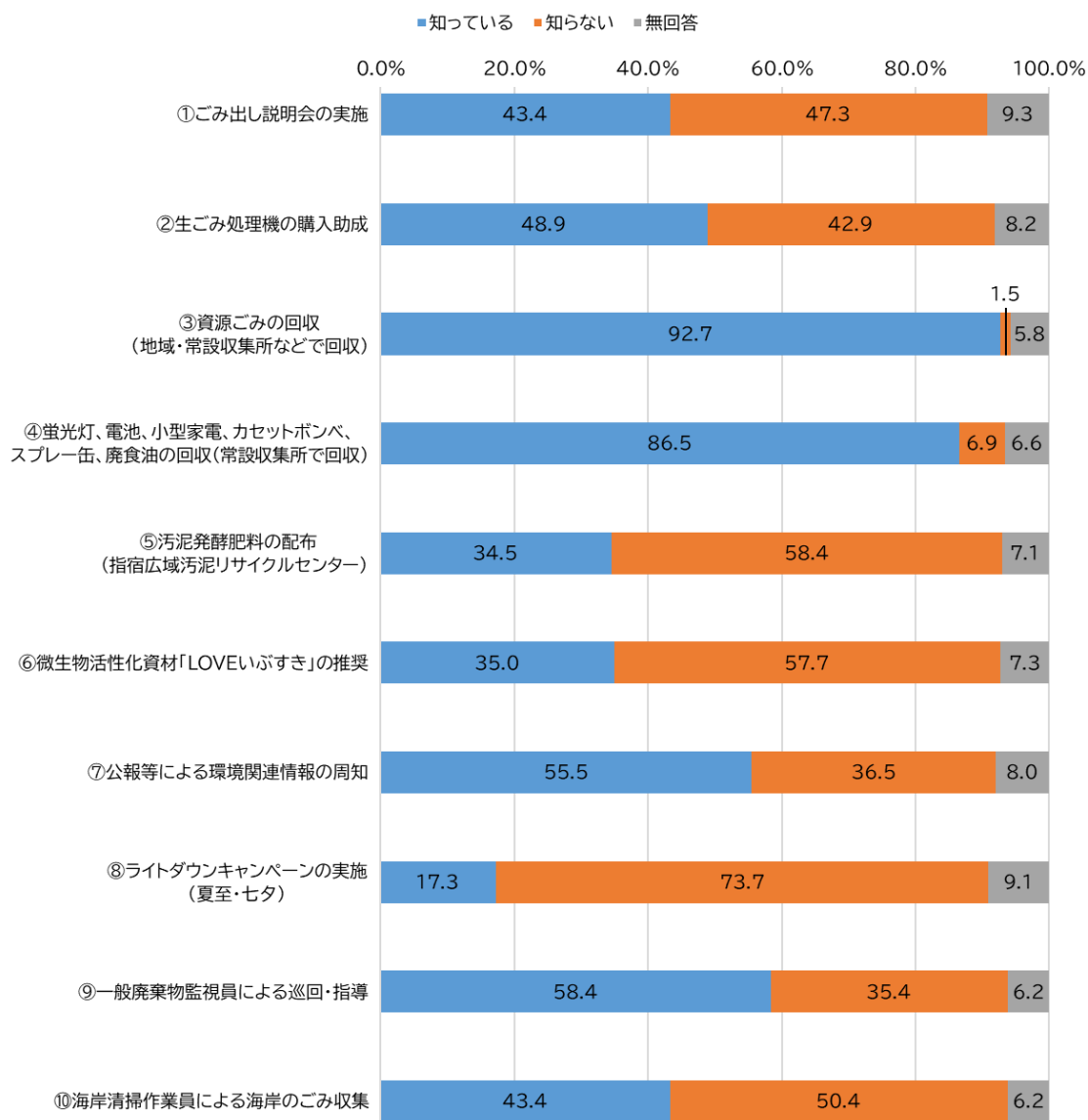
具体的な取り組みとして最も多い回答は「環境にやさしいエコラベル商品を選ぶようにしている。」で、半数近くの人実践しています。



## ⑩ 市の環境への取り組みの認知度

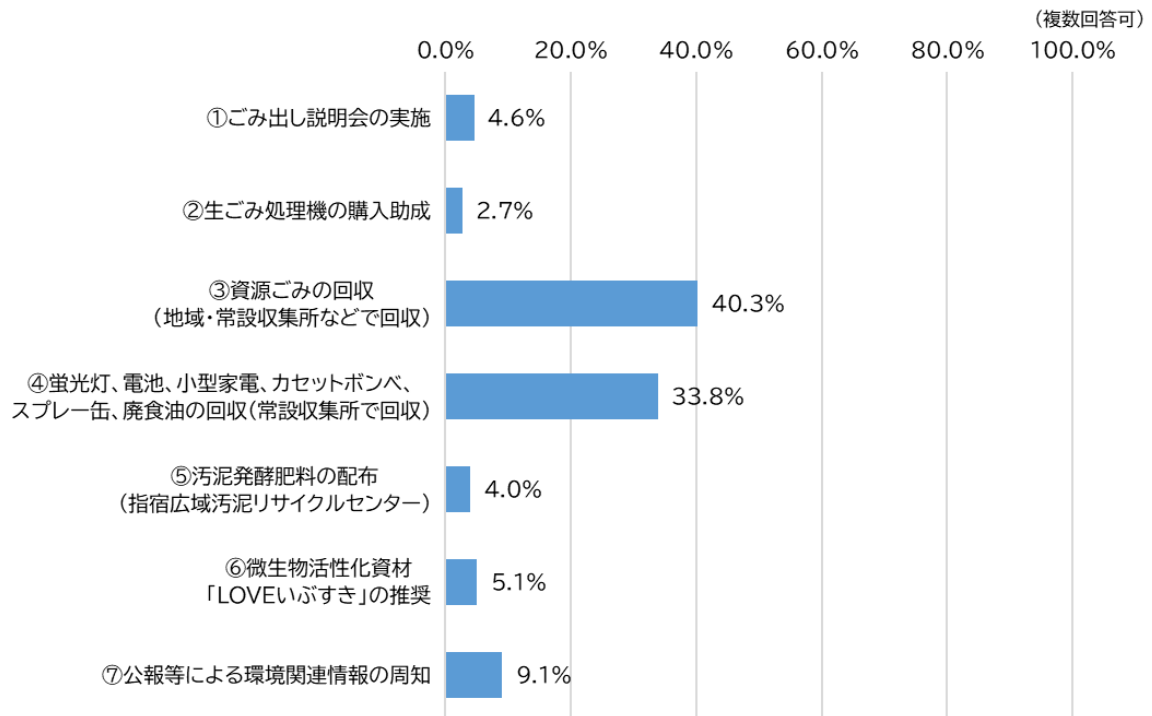
「知っている」取り組みは、「③資源ごみの回収(地域・常設収集所などで回収)」と「④蛍光灯、電池、小型家電、カセットボンベ、スプレー缶、廃食油の回収(常設収集所で回収)」が、回答者全体の8割を超えています。

一方で、「知らない」取り組みは、「⑧ライトダウンキャンペーンの実施(夏至・七夕)」が回答者の約7割近くを占めています。また、「⑤汚泥発酵肥料の配布(指宿広域汚泥リサイクルセンター)」および「⑥微生物活性化資材「LOVEいぶすき」の推奨」、「⑩海岸清掃作業員による海岸のごみ収集」も半数以上となっています。



## ⑪ 市の環境への取り組みの活用状況(複数回答可)

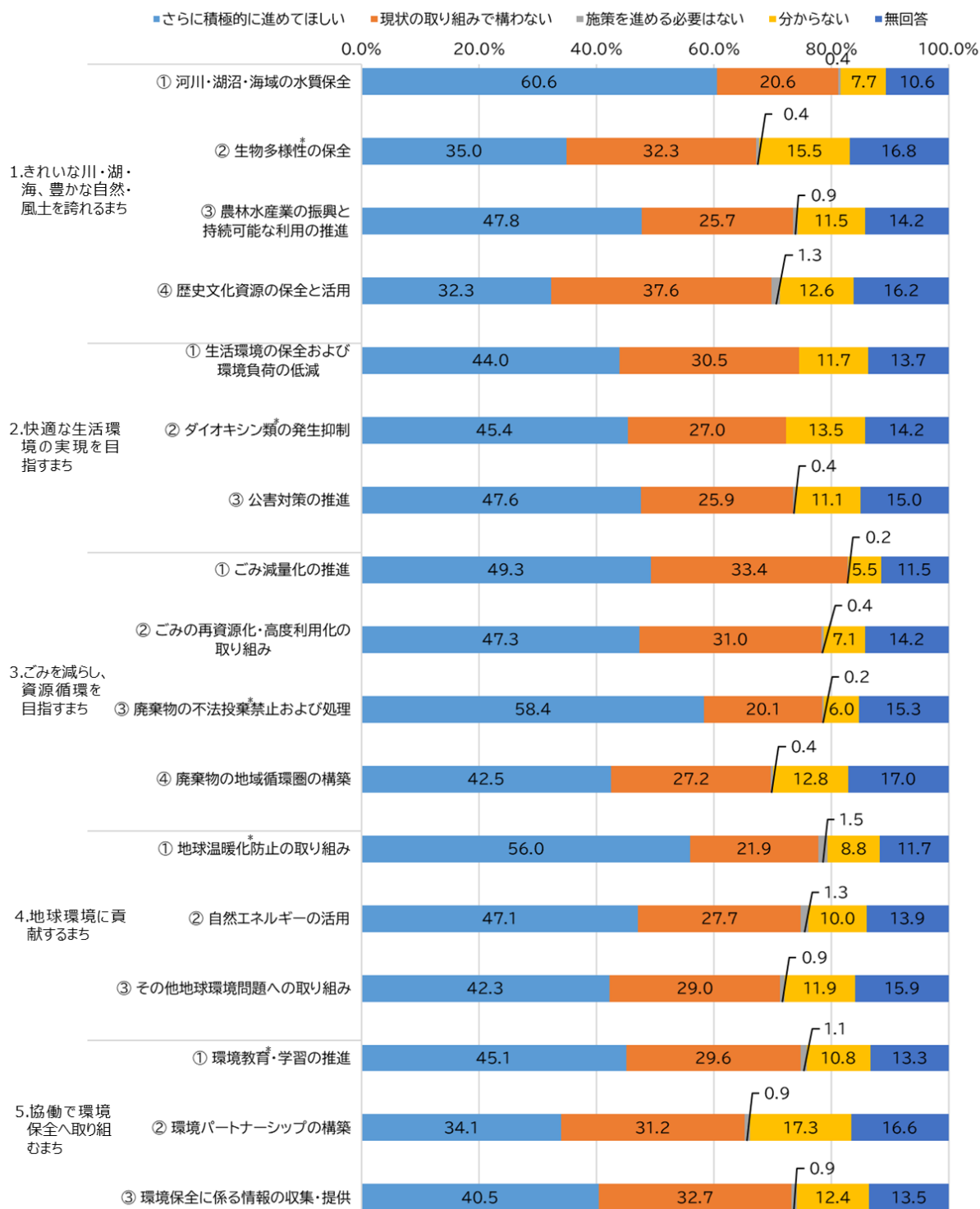
活用している取り組みについては、「③資源ごみの回収(地域・常設収集所などで回収)」が最も多い回答となっており、次いで「④蛍光灯、電池、小型家電、カセットボンベ、スプレー缶、廃食油の回収(常設収集所で回収)」が多くなっています。



## ⑫ 市民・事業者・行政が協働で取り組む必要がある環境施策

「さらに積極的に進めてほしい」施策としては、「1.①河川・湖沼・海域の水質保全」が最も多く、回答者の6割近くを占めています。次いで、「3.③廃棄物の不法投棄\*禁止および処理」や「4.①地球温暖化\*防止の取り組み」が過半数の回答となっています。

一方で、全ての項目について、「施策を進める必要はない」と回答した人は、0%~1.5%と極めて少数に留まっています。



## ⑬ 特に重要と考える環境施策(複数回答可)

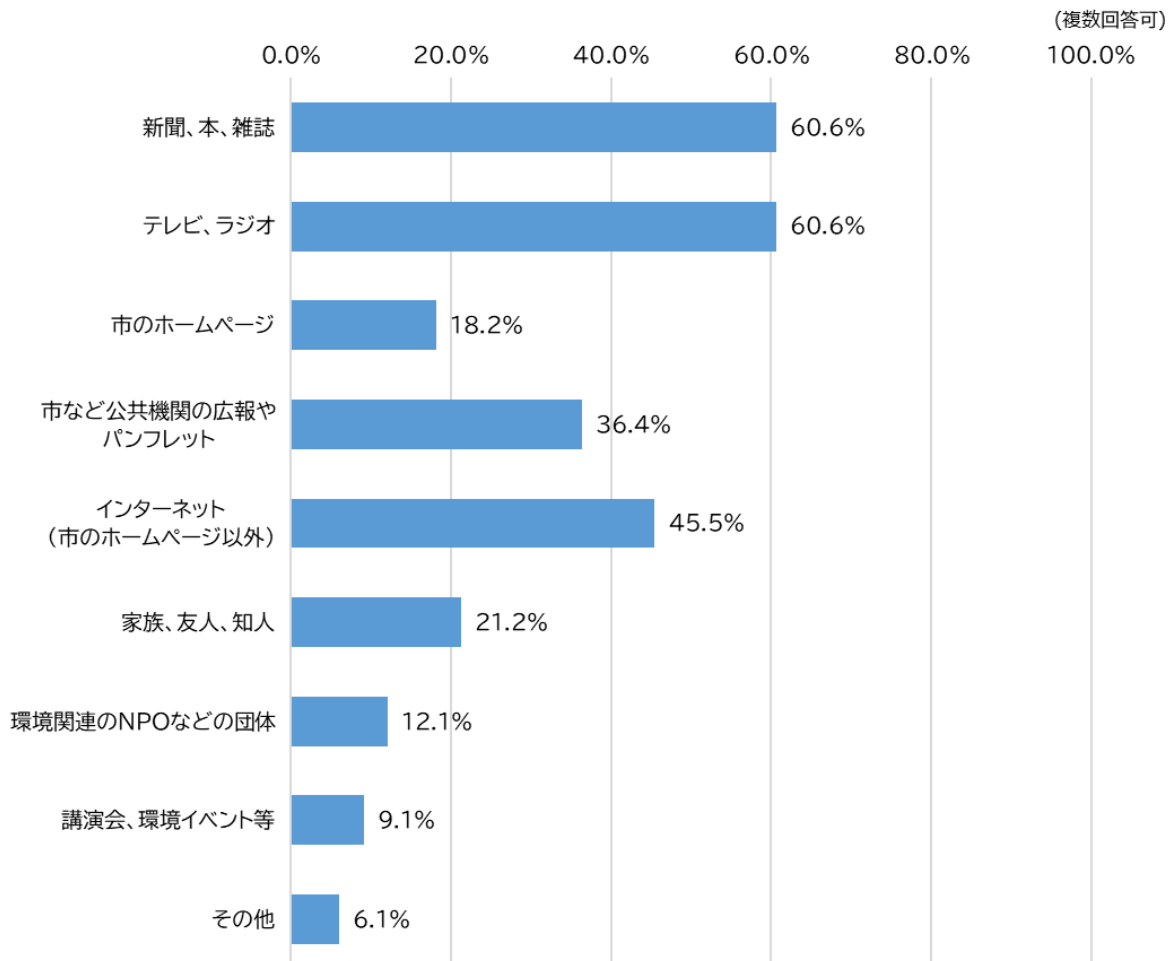
特に重要な環境施策は、「1.①河川・湖沼・海域の水質保全」の回答が最も多く、次いで「4.①地球温暖化\*防止の取り組み」が重要施策として挙げられています。

	選択肢	回答 (件数)	割合 (%)
1. きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち	① 河川・湖沼・海域の水質保全	150	33.2
	② 生物多様性*の保全	35	7.7
	③ 農林水産業の振興と持続可能な利用の推進	84	18.6
	④ 歴史文化資源の保全と活用	35	7.7
2. 快適な生活環境の実現を目指すまち	① 生活環境の保全および環境負荷の低減	70	15.5
	② ダイオキシン類*の発生抑制	44	9.7
	③ 公害対策の推進	55	12.2
3. ごみを減らし、資源循環を目指すまち	① ごみ減量化の推進	88	19.5
	② ごみの再資源化・高度利用化の取り組み	67	14.8
	③ 廃棄物の不法投棄*禁止および処理	75	16.6
	④ 廃棄物の地域循環圏の構築	17	3.8
4. 地球環境に貢献するまち	① 地球温暖化*防止の取り組み	118	26.1
	② 自然エネルギーの活用	74	16.4
	③ その他地球環境問題への取り組み	26	5.8
5. 協働で環境保全へ取り組むまち	① 環境教育*・学習の推進	52	11.5
	② 環境パートナーシップの構築	6	1.3
	③ 環境保全に係る情報の収集・提供	20	4.4

## (2) 事業者アンケート調査

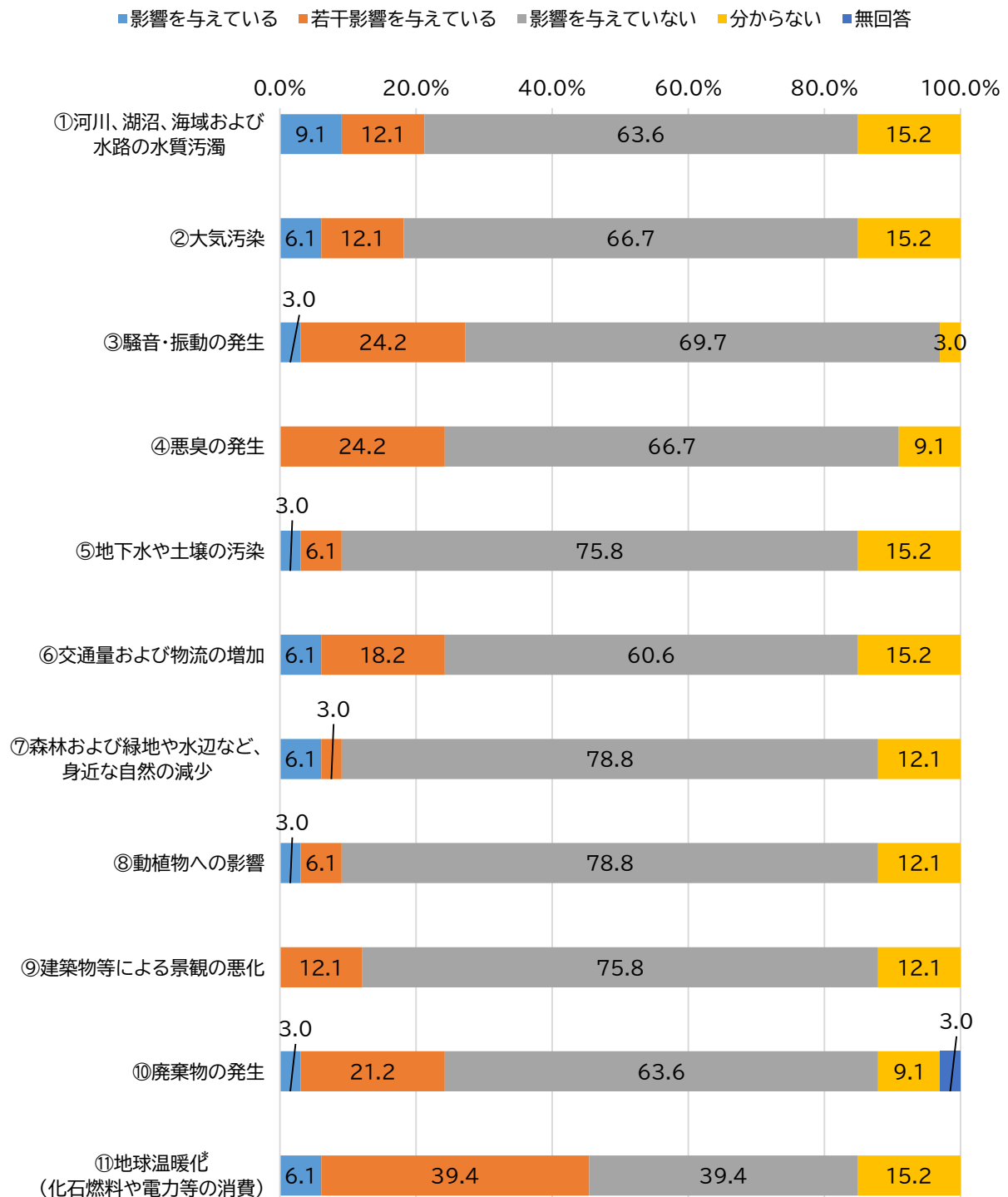
### ① 環境に関する情報の入手先(複数回答可)

環境に関する情報の入手先は、「新聞、本、雑誌」と「テレビ、ラジオ」が最も多く、次いで「インターネット(市のホームページ以外)」が多くなっています。



## ② 事業活動が地域の環境に及ぼしている影響

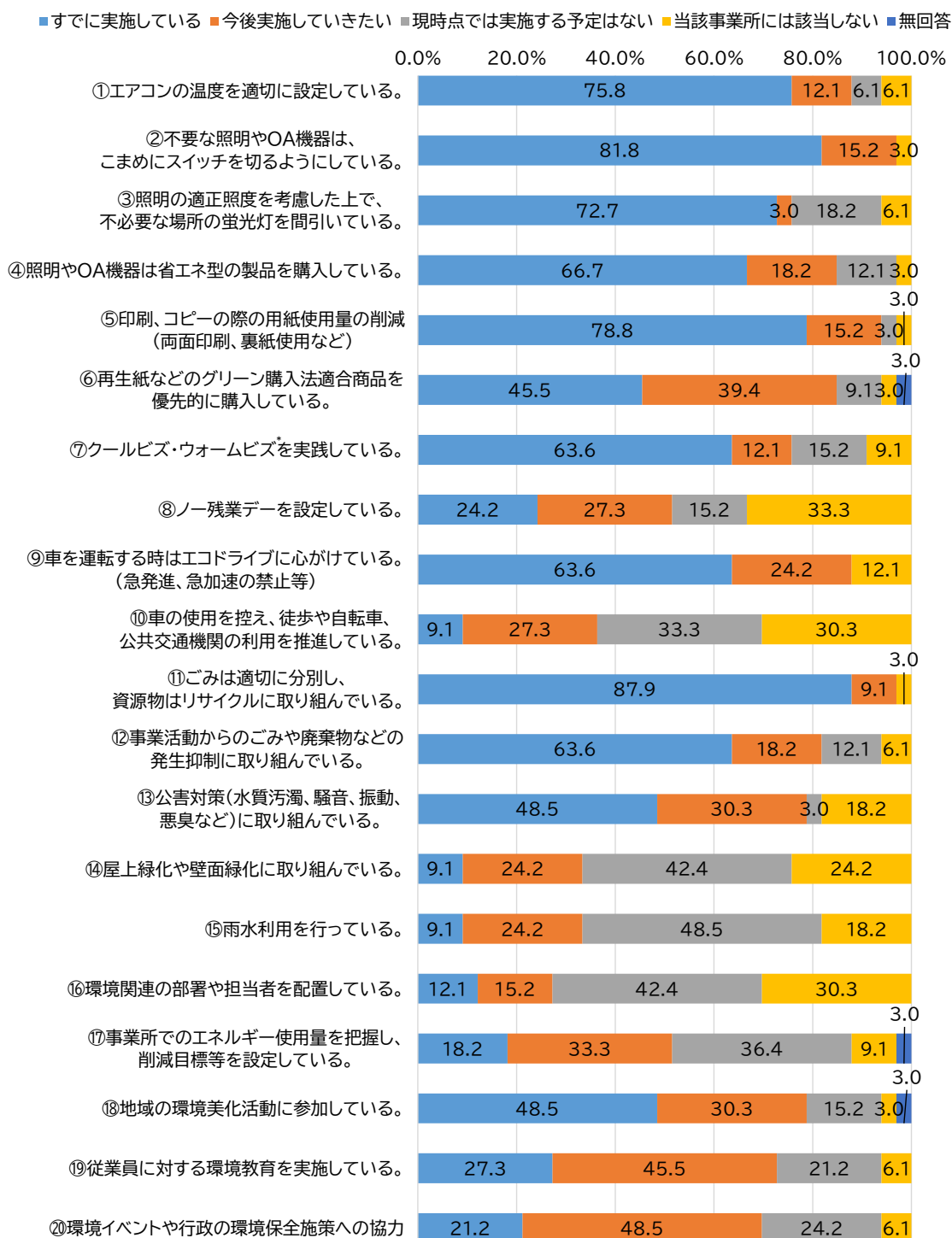
事業活動が地域の環境に及ぼしている影響について、「⑪地球温暖化\*(化石燃料や電力等の消費)」を除く全ての回答で、「影響を与えていない」と回答した事業者が最も多く、6割を超えています。



## ③ 環境に配慮した取り組み

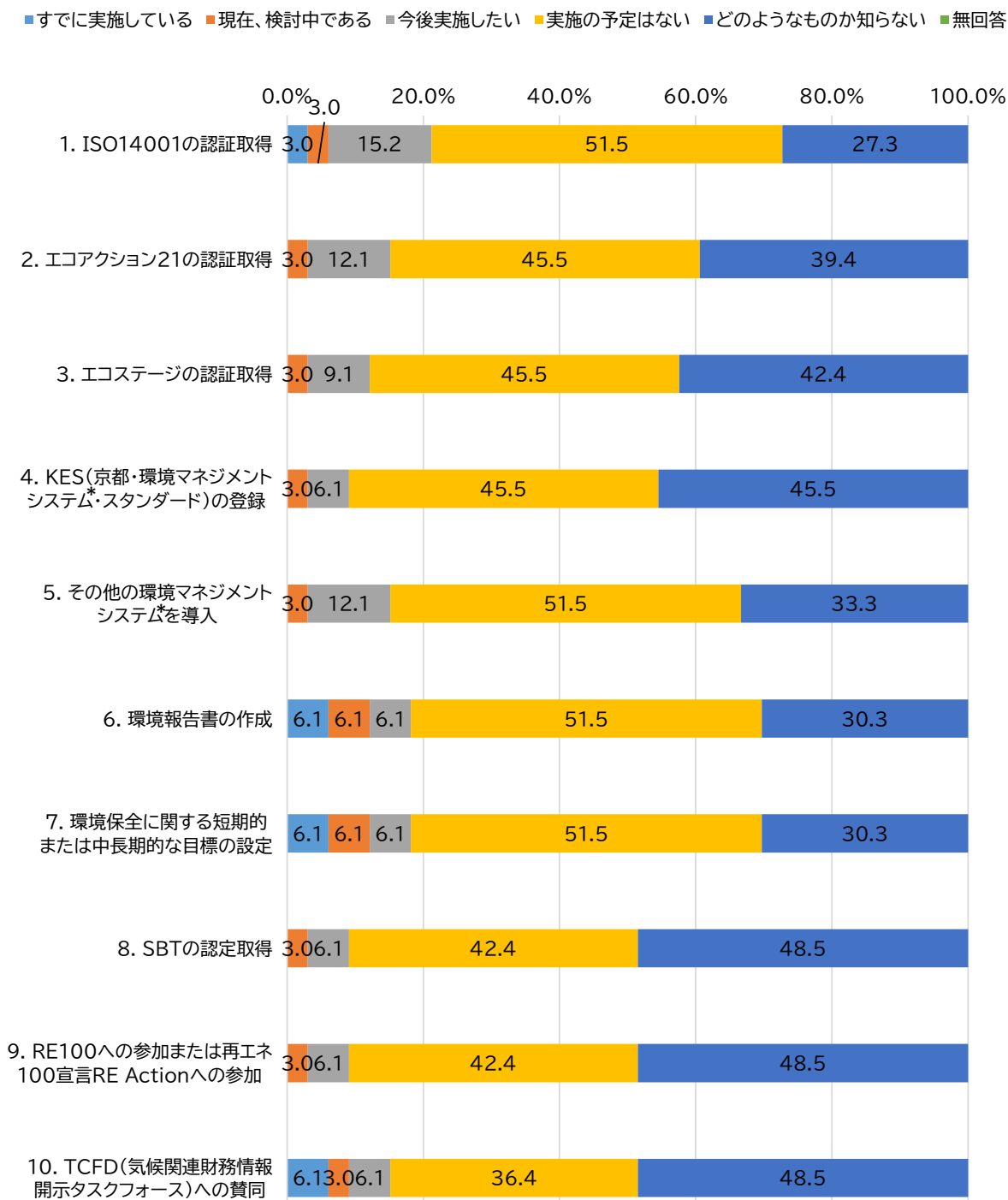
各施策の実施状況については、「すでに実施している」と「今後実施していきたい」を合わせた回答が半数以上を占める項目が多く見られます。

一方で、「⑮雨水利用を行っている。」については、「現時点では実施する予定はない」と回答した事業者が48.5%となり、「⑭屋上緑化や壁面緑化に取り組んでいる。」や「⑯環境関連の部署や担当者を配置している。」について、「現時点では実施する予定はない」と回答をした事業者の割合も、42.4%と少なくなっています。



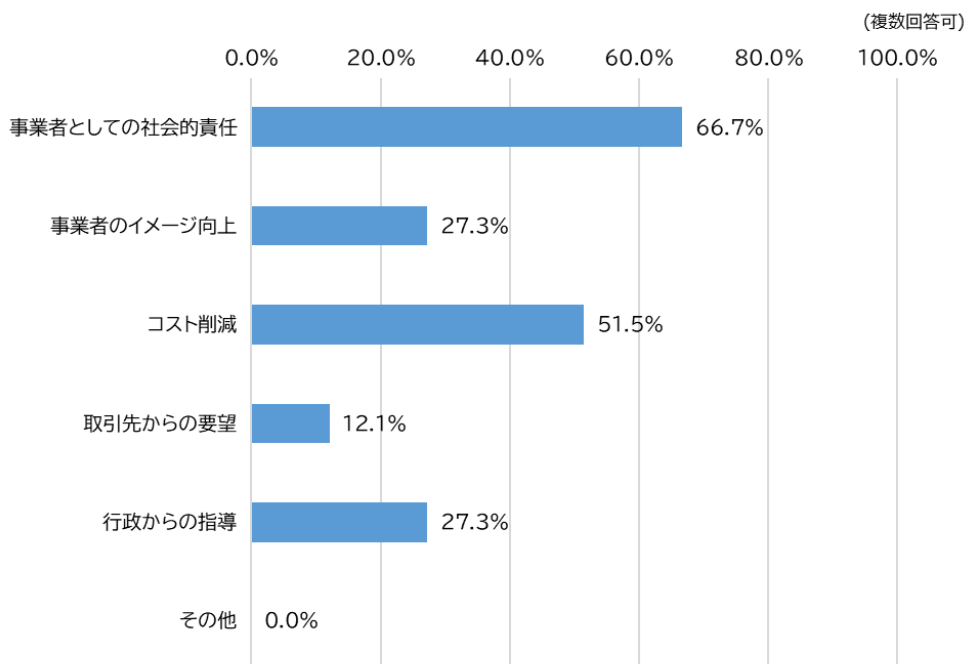
## ④ 環境マネジメントシステム\*の導入状況

「1.ISO14001の認証取得」を除くと、「実施の予定はない」または「どのようなものか知らない」と回答した事業者の割合が、いずれの施策においても8割以上となっています。



### ⑤ 環境に配慮した事業活動に取り組む目的

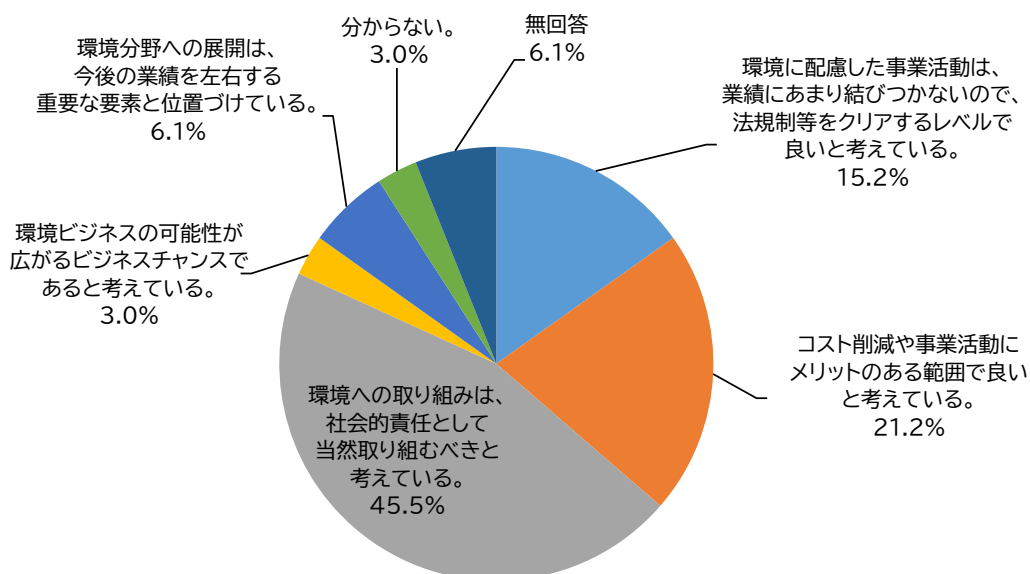
環境に配慮した事業活動に取り組む目的について、最も多い回答は「事業者としての社会的責任」で、次いで「コスト削減」、「事業者のイメージ向上」および「行政からの指導」となっています。



### ⑥ 事業活動における環境の位置付け

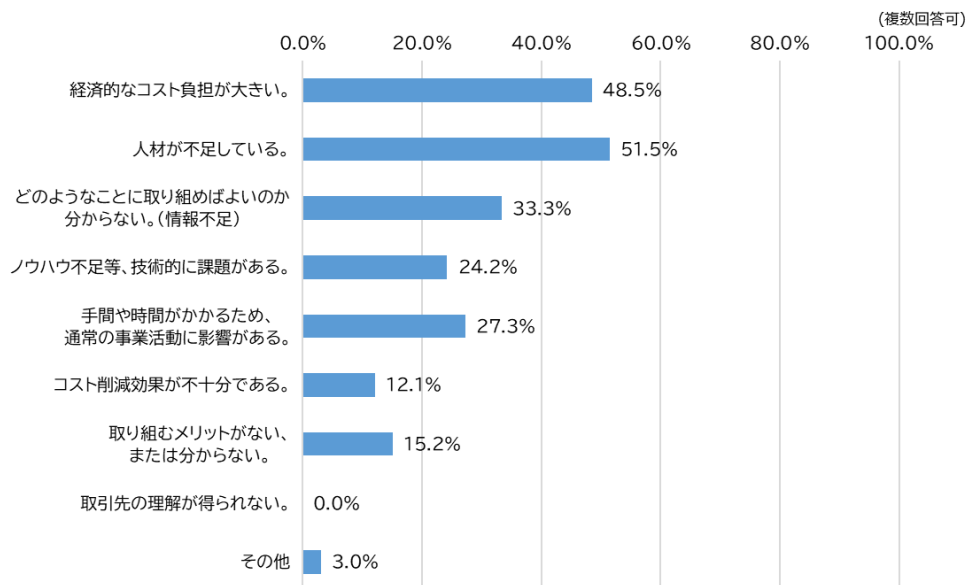
事業活動における環境の位置付けについて、最も多い回答は「環境への取り組みは、社会的責任として当然取り組むべきと考えている。」となっています。

一方で、「コスト削減や事業活動にメリットのある範囲で良いと考えている。」、「環境に配慮した事業活動は、業績にあまり結びつかないので、法規制等をクリアするレベルで良いと考えている。」といった回答も見られます。



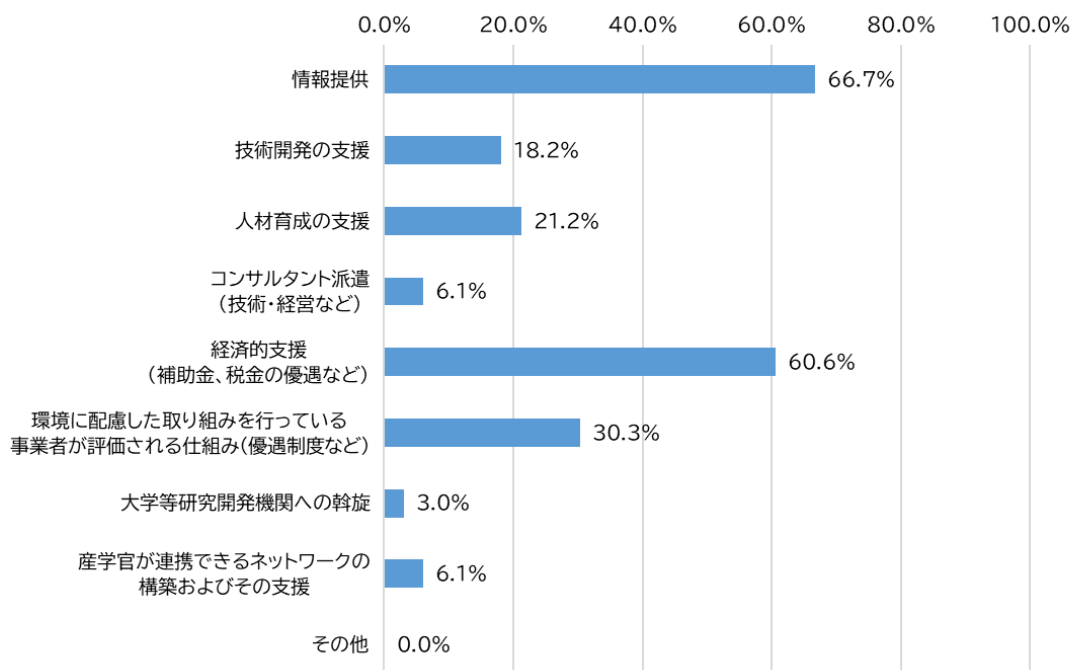
### ⑦ 環境に配慮した事業活動に取り組む際の問題点

環境に配慮した事業活動に取り組む際の問題点について、最も多い回答は「人材が不足している。」で、次いで「経済的なコスト負担が大きい。」、「どのようなことに取り組めばよいのか分からない。(情報不足)」となっています。



### ⑧ 環境に配慮した事業活動に取り組む際、市に望む対応

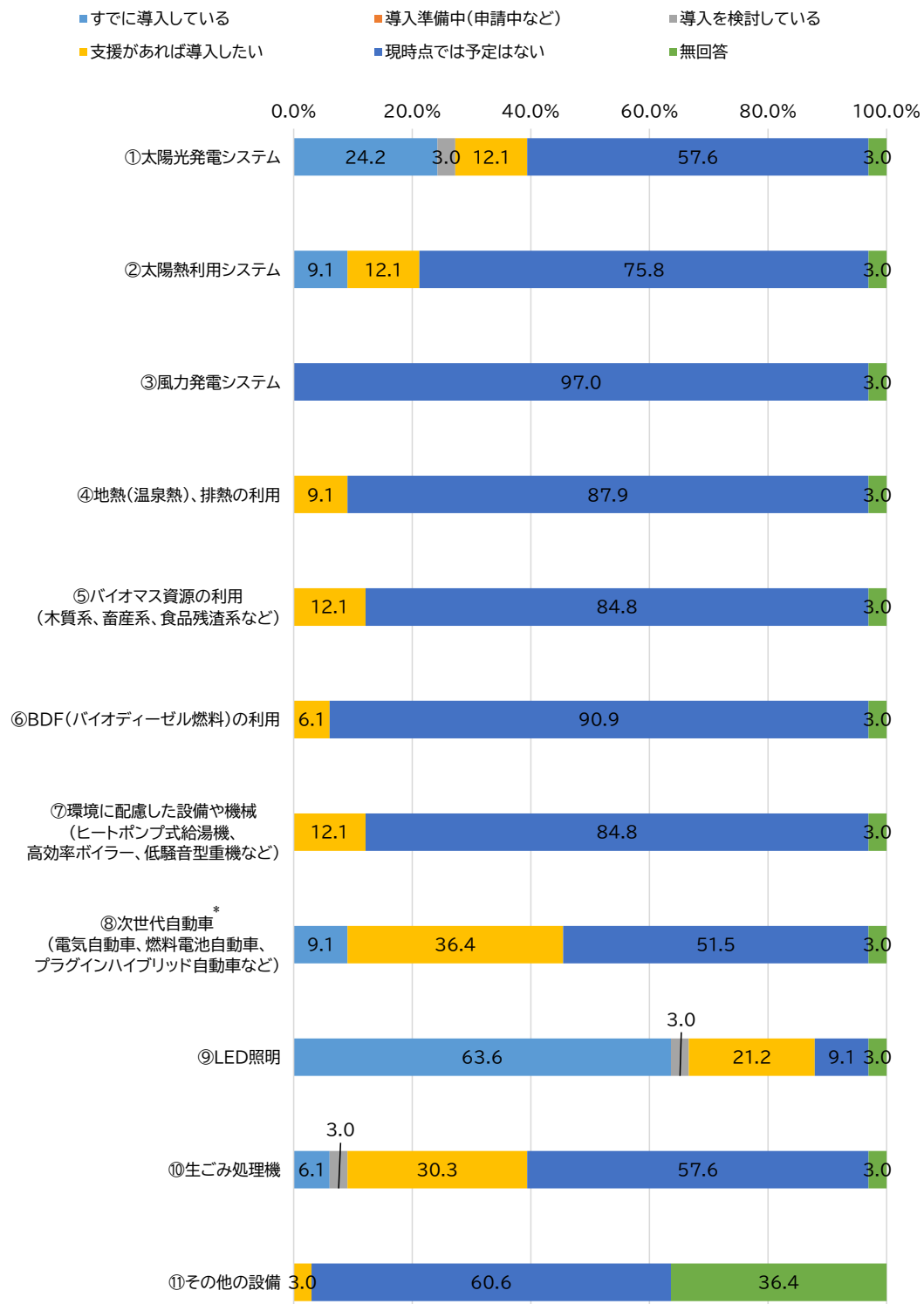
環境に配慮した事業活動に取り組む際、市に望む対応について、最も多い回答は「情報提供」で、次いで「経済的支援(補助金、税金の優遇など)」、「環境に配慮した取り組みを行っている事業者が評価される仕組み(優遇制度など)」となっています。



## ⑨ 省エネルギーや再生可能エネルギー\*の導入状況

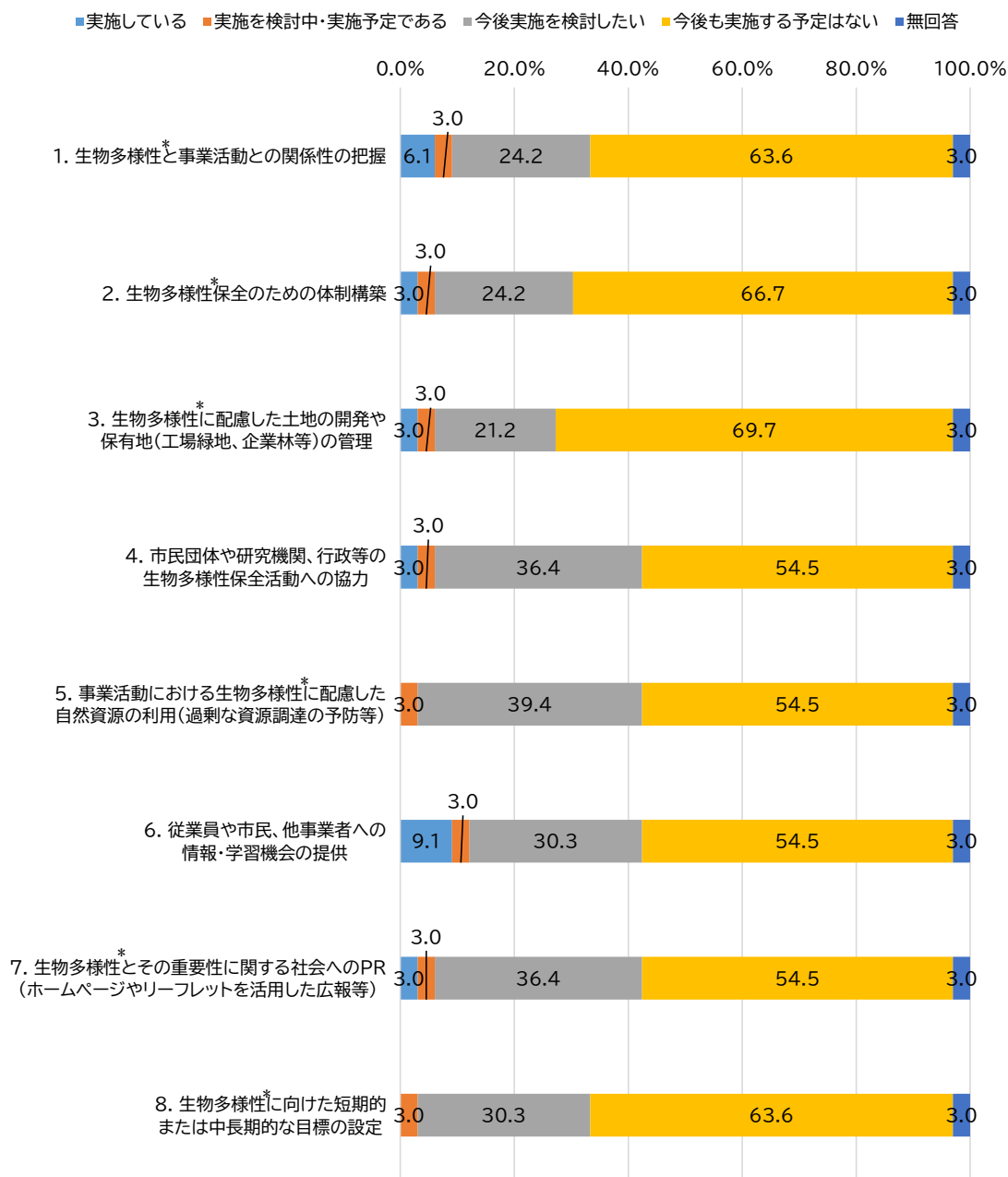
省エネルギーや再生可能エネルギー\*の導入状況について、「⑨LED照明」を除く全ての回答で、「現時点では予定はない」との回答が最も多く、50%を超えています。

「すでに導入している」については、「⑨LED照明」が最も多く、次いで「①太陽光発電システム」が24.2%となっています。



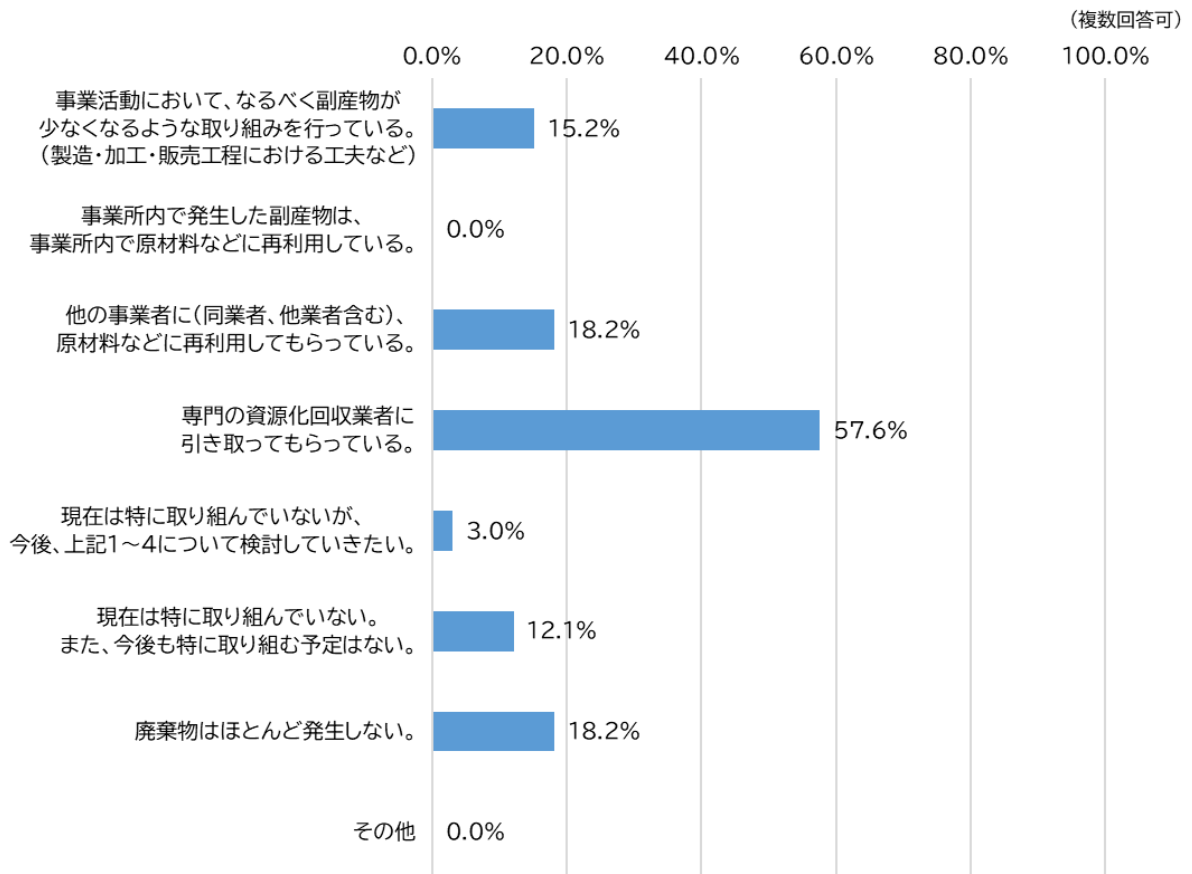
## ⑩ 生物多様性\*保全に関する取り組み

生物多様性\*保全に関する取り組みについて、「今後実施を検討したい」との回答が最も多い項目は「5.事業活動における生物多様性\*に配慮した自然資源の利用(過剰な資源調達予防等)」で、次いで「4.市民団体や研究機関、行政等の生物多様性\*保全活動への協力」および「7.生物多様性\*とその重要性に関する社会へのPR(ホームページやリーフレットを活用した広報等)」となっています。



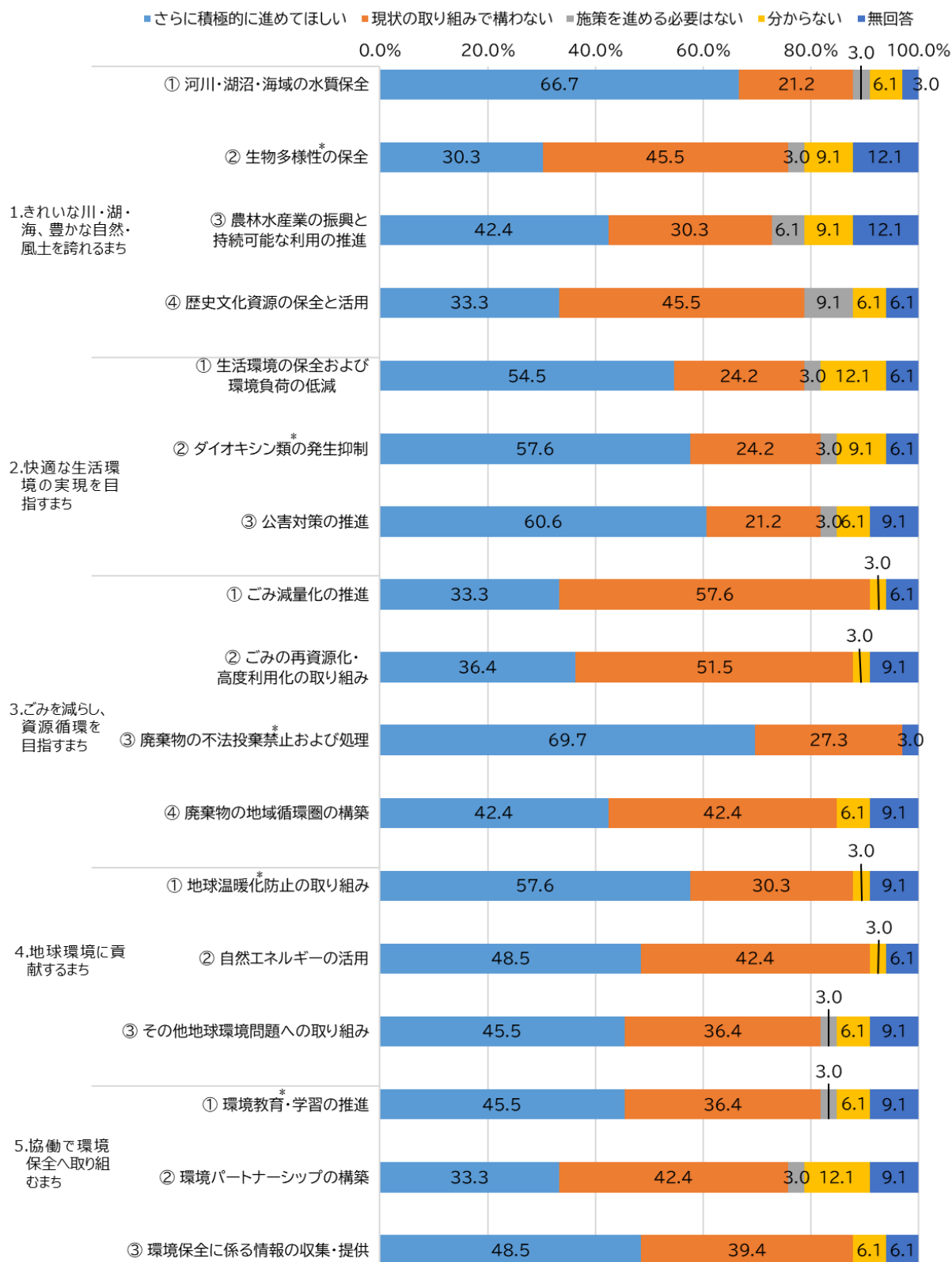
## ⑪ 事業活動において発生した副産物の処理方法

事業活動において発生した副産物の処理方法について、最も多い回答は「専門の資源化回収業者に引き取ってもらっている。」で、次いで「他の事業者に(同業者、他業者含む)、原材料などに再利用してもらっている。」および「廃棄物はほとんど発生しない。」となっています。



## ⑫ 市の環境施策について

「さらに積極的に進めてほしい」との回答が最も多かった環境施策は、「3.③廃棄物の不法投棄\*禁止および処理」、次いで「1.①河川・湖沼・海域の水質保全」、「2.③公害対策の推進」となっています。



特に重要と考える環境施策については、「1.①河川・湖沼・海域の水質保全」が最も多い回答となっています。次いで、「4.①地球温暖化\*防止の取り組み」や「3.③廃棄物の不法投棄\*禁止および処理」が多く挙げられています。

また、廃棄物対策や公害対策、地球温暖化\*防止に関する施策については、「重要と考える施策」と「さらに積極的に進めてほしい施策」がおおむね一致しています。

生活環境に関する項目については、一定割合の人が「さらに積極的に進めてほしい施策」と回答している一方で、同施策を「重要と考える施策」として回答した人の割合が少なくなっています。

	選択肢	回答 (件数)	割合 (%)
1. きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち	① 河川・湖沼・海域の水質保全	14	42.4
	② 生物多様性*の保全	6	18.2
	③ 農林水産業の振興と持続可能な利用の推進	8	24.2
	④ 歴史文化資源の保全と活用	4	12.1
2. 快適な生活環境の実現を目指すまち	① 生活環境の保全および環境負荷の低減	7	21.2
	② ダイオキシン類*の発生抑制	4	12.1
	③ 公害対策の推進	3	9.1
3. ごみを減らし、資源循環を目指すまち	① ごみ減量化の推進	6	18.2
	② ごみの再資源化・高度利用化の取り組み	5	15.2
	③ 廃棄物の不法投棄*禁止および処理	10	30.3
	④ 廃棄物の地域循環圏の構築	0	0.0
4. 地球環境に貢献するまち	① 地球温暖化*防止の取り組み	13	39.4
	② 自然エネルギーの活用	7	21.2
	③ その他地球環境問題への取り組み	2	6.1
5. 協働で環境保全へ取り組むまち	① 環境教育*・学習の推進	2	6.1
	② 環境パートナーシップの構築	1	3.0
	③ 環境保全に係る情報の収集・提供	4	12.1

### 3. 第三次指宿市環境基本計画の策定経緯

#### 指宿市環境保全審議会

令和7(2025)年12月18日 第1回指宿市環境保全審議会

令和8(2026)年 2月 2日 第2回指宿市環境保全審議会

令和8(2026)年 3月23日 第3回指宿市環境保全審議会

#### 市民・事業者アンケート

令和7(2025)年9月10日～9月30日

#### パブリックコメント

令和8(2026)年2月9日～3月10日

【指宿市環境保全審議会】



## 4. 指宿市環境保全審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	審議会 役職	氏名	所属・役職	区分
1	会長	黒永 英樹	指宿市 副市長	
2	副会長	富安 卓滋	鹿児島県環境審議会 副会長	学識経験者
3	委員	狩集 雅人	指宿市校長協会 会長	学識経験者
4	委員	中川 堅治	指宿市環境衛生協力会 会長	地域住民の代表
5	委員	深田 久美子	指宿市エコライフ推進会議 会長	地域住民の代表
6	委員	伊佐 幸子	指宿市地域女性団体連絡協議会 会長	地域住民の代表
7	委員	上川路 享博	指宿市自治公民館連絡協議会 理事	地域住民の代表
8	委員	大牟禮 斗美子	鹿児島県自然保護推進員	地域住民の代表
9	委員	酒瀬川 賢二	霧島錦江湾国立公園鹿児島地区 パークボランティアの会 世話人	地域住民の代表
10	委員	鶴本 八郎	指宿商工会議所 専務理事	事業者の代表
11	委員	川畑 徳廣	指宿市観光協会 専務理事	事業者の代表
12	委員	松木 茂久	指宿市認定農業者会 会長	事業者の代表
13	委員	鶴田 勝郎	いぶすき農業協同組合 常務理事	事業者の代表
14	委員	川畑 友和	山川町漁業協同組合 理事	事業者の代表
15	委員	今福 高幸	かごしま森林組合いぶすき支所 支所長	事業者の代表
16	委員	田代 賢一	指宿広域市町村圏組合 事務局長	関係行政機関の職員
17	委員	岡村 俊則	南薩地域振興局 衛生・環境課長	関係行政機関の職員

## 5. 指宿市環境保全審議会答申書

---

令和8年3月23日

指宿市長 打越 明司 様

指宿市環境保全審議会  
会長 黒永 英樹

### 第三次指宿市環境基本計画について(答申)

令和7年12月18日付け指市環第438号で諮問のあった第三次指宿市環境基本計画策定については、慎重に審議を重ね、最終案を取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、第三次指宿市環境基本計画の事業推進に当たっては、安全・安心な地域社会の確保と脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向け、市民・事業者等との連携を図りながら施策を実践し、指宿市の豊かな自然や風土を後世に引き継いでいくことを望みます。

## 6. 環境基準\*一覧

環境基準\*とは、「環境基本法\*」に基づき、「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染およびダイオキシン類\*について定められた値です。この値は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の目標値です。

資料編 表 7 大気汚染に係る環境基準\*

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )*	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質(SPM)*	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )*	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント(Ox)*	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )*	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9 告示)	微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )*による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 環境基準\*は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質(SPM)\*とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)\*について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダント(Ox)\*とは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素\*を除く。)をいう。

資料編 表 8 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準\*

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスターまたは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H30.11.19 告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

- 環境基準\*は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準\*は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持または早期達成に努めるものとする。

資料編 表 9 騒音に係る環境基準\*

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
AおよびB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注)

- ✓ 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- ✓ AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- ✓ Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- ✓ Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- ✓ Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ✓ ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資料編 表 10 道路に面する地域の騒音に係る環境基準\*

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

備考

- 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 幹線交通を担う道路に近接する空間については、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることできる。

資料編 表 11 水質汚濁に係る環境基準\*(人の健康の保護に関する環境基準\*)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3または55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2および38.2に定める方法、規格38.1.2および38.3に定める方法または規格38.1.2および38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水または海水を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)またはb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3または61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1または5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1または第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1または第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3または67.4に定める方法
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5または43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法または規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質およびイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)および付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3または47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

## 備考

- ・ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ・ 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- ・ 海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。
- ・ 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5または43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料編 表 12 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)*	浮遊物質 (SS)*	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数* (CFU/100mL)	
AA	水道1級 自然環境保全 およびA以下の 欄に掲げる もの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	≤20	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する 水域
A	水道2級 水産1級水浴 およびB以下の 欄に掲げる もの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	≤300	
B	水道3級 水産2級およ びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	≤1,000	
C	水産3級 工業用水1級 およびD以下 の欄に掲げる もの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水およ びEの欄に掲 げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以 下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法またはガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法または隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

注)

- ✓ 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ✓ 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用
- 水産2級:サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用
- 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- ✓ 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- ✓ 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料編 表 13 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸および その塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- ・ 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

資料編 表 14 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:湖沼)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)*	浮遊物質 (SS)*	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数* (CFU/ 100mL)	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	≤20	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	≤300	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水およびCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-	
C	工業用水2級環境 保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方法またはガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法または隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- ・ 水産1級、水産2級および水産3級については、当分の間、浮遊物質(SS)\*の項目の基準値は適用しない。

注)

- ✓ 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ✓ 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水産生物用および水産3級の水産生物用水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- ✓ 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの
- ✓ 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料編 表 15 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素(T-N)*	全リン(T-P)*	
I	自然環境保全およびⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴およびⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)およびⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産2種およびⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4または45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

## 備考

- ・ 基準値は年間平均値とする。
- ・ 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素\*の項目の基準値は、全窒素\*が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- ・ 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

## 注)

- ✓ 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- ✓ 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- ✓ 水産1種:サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種および水産3種の水産生物用  
水産2種:ワカサギ等の水産生物用および水産3種の水産生物用  
水産3種:コイ、フナ等の水産生物用
- ✓ 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料編 表 16 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

資料編 表 17 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:海域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)*	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数* (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、 自然環境保全お よびB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	≤300	検出されないこと。	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
B	水産2級 工業用水 およびCの欄に 掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める 方法またはガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格17に定める方 法(ただし、B類型 の工業用水および 水産2級のうちノリ 養殖の利水点にお ける測定方法はアル カリ性法)	規格32に定める 方法または隔膜電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法	付表14に掲げる 方法	

注)

- ✓ 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- ✓ 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用  
水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
- ✓ 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料編 表 18 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素*	全リン*	
I	自然環境保全およびⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種および3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴およびⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種および3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種およびⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4または 45.6に定める方法	規格46.3に定める 方法	

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注)

- ✓ 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- ✓ 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- ✓ 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

資料編 表 19 水質汚濁に係る環境基準\*(生活環境の保全に関する環境基準\*:海域)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸およびその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)または幼稚子の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

資料編 表 20 地下水の水質汚濁に係る環境基準\*

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3または55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2および38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2および38.3に定める方法または規格K0102の38.1.2および38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)またはb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3または61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準*について)(以下「公共用水域*告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域*告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域*告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1または5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2または5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2または5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域*告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域*告示付表5の第1または第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域*告示付表5の第1または第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3または67.4に定める方法
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5または43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法または規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質およびイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)および公共用水域*告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3または47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域*告示付表7に掲げる方法

## 備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5または43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2または5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2または5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料編 表 21 土壌の汚染に係る環境基準\*

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法または規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)またはb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2および昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1または5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1または5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1または第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1または第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2または5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下	規格67.2、67.3または67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法または規格34.1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質およびイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)および昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下	規格47.1、47.3または47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下	昭和46年12月28日・環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

## 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mgおよび1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mgおよび3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびEPNをいう。

資料編 表 22 ダイオキシン類\*による大気の汚染、水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準\*

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類*をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類*をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

## 備考

- 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 大気および水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 土壌に含まれるダイオキシン類\*をソックスレー抽出または高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計またはガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 土壌にあっては、環境基準\*が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類\*の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

## 7. 用語解説

本計画において右肩に「\*」を付している専門用語は、下表により用語解説を行っています。

用語	解説
<b>英数字</b>	
3R	Reduce(リデュース:ごみの発生を抑制する)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:資源として再び利用する)の3つの頭文字をとったものです。
30by30目標	2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系*として効果的に保全しようとする目標です。
30・10運動	宴会や食事会などの際に、乾杯後30分間と終了前10分間は自分の席で料理を楽しむことを呼びかけることで、飲食店での食べ残しを減らす取り組みのことで。
5R	ごみを減らしながら、かしこく暮らすための、Rから始まる5つのアクションです。さまざまなパターンがありますが、指宿市では、3R*に Refuse(リフューズ:断る)とRepair(リペア:修理して使う)を加えた5つのRと定義して取り組んでいます。
BEMS	「Building Energy Management System(ビルエネルギー管理システム)」の略称で、業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うものです。
CSR	「Corporate Social Responsibility」の略称で、企業は法律を守り提供する商品やサービスに責任を持ち、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならないという企業の在り方を表現した言葉です。
GAP	「Good Agricultural Practices」の頭文字をとった言葉で、一般的には「農業生産工程管理」と呼ばれています。農業生産の各工程の実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境保全、労働安全の確保などに資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取り組みです。
GX	「Green Transformation」の略称で、化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革するため、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すことです。
HEMS	「Home Energy Management System(住宅エネルギー管理システム)」の略称です。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、電気製品等の最適な運用を促すものです。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称です。通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のことで。
IoT	従来インターネットに接続されていなかったさまざまなモノがインターネットに接続され、相互に情報交換をする仕組みです。「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」という意味で使われています。

用語	解説
NPO	<p>民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略称です。一般的には、公益法人やボランティアグループなど社会貢献活動を行う団体をNPOといい、その中で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体をNPO法人と呼びます。環境NPOは、広義には環境保全や改善を目的として活動する民間組織で、地域レベルの草の根的な環境保全活動も含まれます。</p>
PFOS・PFOA	<p>PFASの一種であるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス)・PFOA(ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア)は、さまざまな用途で使用されてきました。具体的には、PFOSは、半導体用反射防止剤・レジスト(電子回路基板を製造する際に表面に塗る薬剤)、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等に、PFOAは、フッ素ポリマー加工助剤(他のフッ素化合物を製造する際に、化学反応を促進させるために添加する薬剤)、界面活性剤等に使われてきました。</p> <p>いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、予防的な取り組み方法の考え方に立ち、PFOS・PFOAは、それぞれ2009年・2019年にPOPs条約対象物質に追加されました。これを受け、日本国内では、PFOS・PFOAをそれぞれ2010年・2021年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入等を原則禁止しました。</p> <p>このため、国内で新たに製造・輸入されることは原則ありませんが、主に過去さまざまな形で環境中に排出されたものが公共用水域*(河川・湖沼・海域)や地下水等から検出されることがあります。また、PFOS等を含む泡消火薬剤を使った消火設備は、今でも市中に残っています。</p>
PPA	<p>「Power Purchase Agreement」の略称です。第三者所有モデルとも呼ばれており、電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と運用・保守を行います。PPA事業者が発電した電力は需要家が消費し、余剰電力はPPA事業者が他に売電等します。</p>
ZEB	<p>「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。</p>
ZEH	<p>「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称です。住宅の外壁や窓、屋根、床下など外皮の断熱性能を大幅に高めた上で、省エネ機器(暖房・冷房・換気・照明・給湯)を導入して、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー(20%以上の削減)を実現し、太陽光発電など再生可能エネルギー*等を導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロ以下とすることを目指した住宅です。</p>
漢字・かな	
あ行	
空き家バンク	<p>各自治体の空き家等の情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるようにすることを目的としたサイトです。各自治体による独自の運用のほか、公募により選定された株式会社LIFULL、アットホーム株式会社の2社が平成29年10月より試行運用を開始し、平成30年4月より本格運用を開始しています。</p>

用語	解説
悪臭防止法	工場等から発生する悪臭についての規制等を目的とした法律です。この法律に基づき、鹿児島県において規制地域および規制基準が定められています。
アスピーテ	ドイツの火山学者シュナイダーによる火山の分類で、循環火山のことです。
アンモニア (NH <sub>3</sub> )	常温常圧で無色の気体であり、強い刺激臭をもち、ナイロンや合成ゴムの原料として身近に利用されています。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O/ 亜酸化窒素)	物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると考えられています。また、笑気ガスともいわれ、麻酔に使用されています。「地球温暖化*対策の推進に関する法律」において、排出の抑制等が図られる7種類のガスの一つで、温室効果は二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*の約300倍です。
一般廃棄物	家庭から出る生ごみなどの生活系廃棄物と事務所などから出る紙などの事業系廃棄物に分けられます。し尿も一般廃棄物に含まれます。これらは原則として市町村が処理することになっています。
ウェルビーイング	心身と社会の側面が総合的に良好である状態のことで、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意味を含む持続的な満足を重視する概念を指します。
ウォームビズ・ クールビズ	夏期の冷房時の室温を28℃(目安)にした部屋でも快適に過ごせる軽装やライフスタイルをクールビズ、冬期の暖房時の室温を20℃(目安)にした部屋でも快適に過ごせる服装やライフスタイルをウォームビズといいます。
栄養塩類	植物プランクトンや海藻の栄養となる海水中に溶けた、珪酸塩・リン酸塩・硝酸塩・亜硝酸塩等を総称して栄養塩類といいます。海水は栄養塩の希薄溶液であり、その量の不足が植物プランクトン等の増殖の制約要因となっています。
エコファーマー	土づくり・減化学肥料・減化学農薬の3つの技術に一体的に取り組んでいるとして、県知事が認定する農業者の愛称です。
温室効果ガス	「地球温暖化*対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*、メタン(CH <sub>4</sub> )*、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)*、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)*、パーフルオロカーボン類(PFCs)*、六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )*、三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )*の7種類が温室効果ガスとして削減または排出抑制の対象となっています。
温室効果ガス 排出量	温室効果ガス*の各種類の排出量に当該物質の地球温暖化*係数を乗じて合算した温室効果ガス*の排出量のこと、全ての温室効果ガス*を二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*に換算した数値です。
<b>か行</b>	
カーボン オフセット	日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*などの温室効果ガス*の排出について、排出量に見合った温室効果ガス*の削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガス*を埋め合わせるという考え方です。
カーボン クレジット	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*などの温室効果ガス排出量*の見通し(ベースライン排出量)と実際の排出量の差をクレジットとして認証して取引できるようにしたものです。
カーボン ニュートラル (ゼロ カーボン)	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*などの温室効果ガス*の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。

用語	解説
化学的酸素 要求量(COD)	湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標です。その値は、水中の有機物が酸化剤によって酸化されるときに必要な酸素の量で表され、この値が大きいほど水は汚れています。
家きん	食用肉または卵を得る目的で、人家で飼う鶏・七面鳥・あひるなどの鳥類のことです。
かごしまの農林 水産物認証	鹿児島県が認証する、国際水準GAP*ガイドラインに準拠した「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野からなる新たな農林水産物に関する認証基準のことです。
学校版環境ISO	市が推進する学校でできる環境にやさしい取り組みの仕組みのことです。
合併処理 浄化槽	し尿と風呂、台所などの生活排水を処理する施設です。これに対して、し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽といいます。
家電リサイクル 法	家電製品の廃棄物について、適正な処理および資源の有効利用の確保を図ることなどを目的とした法律です。現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫および洗濯機・衣類乾燥機が対象となっています。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基本法*」により定められている環境上の条件で、大気や水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められ、環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標となっています。
環境基本法	環境の保全について、基本理念や環境保全政策の基本となる事項を定めた法律です。この法律では、環境保全について、3つの基本理念「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」および「国際的協調による地球環境保全の積極的推進等」が示されています。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済および文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育および学習をいいます。
環境指標	人間をとりまく環境の状況を表すさまざまな環境影響因子を定量的に示す物差しのことです。環境に与える負荷を示すもの、環境の状況を表すものなどがあります。
環境 マネジメント システム	組織が自ら環境方針を設定し、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組みのことです。
間伐	樹木数が過密となった森林において、本数を減らすために伐採することです。健全で活力ある森林を育成するために必要な作業であり、適正に管理された森林は、材として価値のある樹木を育成するとともに、水源涵養機能をはじめ国土の保全など多様な公益的機能を果たしています。
クールビズ・ ウォームビズ	夏期の冷房時の室温を28℃(目安)にした部屋でも快適に過ごせる軽装やライフスタイルをクールビズ、冬期の暖房時の室温を20℃(目安)にした部屋でも快適に過ごせる服装やライフスタイルをウォームビズといいます。

用語	解説
グリーン購入	環境保全型商品の購入を通じて、環境への負荷を減らす行動のことをいいます。また、そうした商品を選択して購入することにより、事業活動や流通経路の変革をも目指しており、民間団体や企業、地方公共団体等により全国的に活動が行われています。
光化学オキシダント(Ox)	大気中の窒素酸化物や炭化水素類等が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こしてできます。強い酸化力を持っており、高濃度では、目やのどの粘膜を強く刺激するなど直接的な健康影響を引き起こします。光化学オキシダントやエアロゾルが停留しスモッグ状になったものが光化学スモッグと呼ばれています。
公共用水域	公共目的で利用される水域のことです。具体的には河川、湖沼、港湾および沿岸海域並びにこれらに接続する公共溝渠(こうきょ)およびかんがい用水路などをいいます。「水質汚濁防止法」において、こうした公共用水域が汚濁防止の対象とされています。
こどもエコクラブ	次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に地球環境・地域環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、環境省が主体となり発足した事業です。公益財団法人日本環境協会に全国事務局があり、市区町村の環境担当課がコーディネーターとして登録などの役割を担っています。
<b>さ行</b>	
サーキュラーエコノミー	資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくとともに経済的な成長も目指す「経済システム」を意味します。
再生可能エネルギー	石油・石炭など有限で枯渇するエネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができるエネルギーの総称で、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス*、地熱などのエネルギーを指します。
里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林*、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、がれき類や動物のふん尿など、「廃棄物処理法」で定められた20種類のものをいいます。産業廃棄物は、原則として事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	無色、不燃性の有毒ガスで、温室効果ガス*の一つです。温室効果は強力であり、その強さは二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*を1とすると、三フッ化窒素では約17,200倍です。
自然共生サイト	民間の取り組み等によって生物多様性*の保全が図られている区域のことです。提出された自然共生サイト申請書を、環境省が認定することによって登録されます。
自然公園	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに自然とのふれあいを推進し、生物の多様性の確保に寄与することを目的としており、「自然公園法」に基づき国が指定する国立公園および国定公園、県が指定する県立自然公園の3種類があります。国立公園は、我が国を代表する自然の風景地であり、国が指定し管理します。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地であり、国が指定し県が管理します。県立自然公園は、県を代表する自然の風景地であり、県が指定し管理する公園です。

用語	解説
指定文化財	「文化財保護法」、「文化財保護条例」で保護の対象として指定されている文化財のことです。有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、伝統的建造物群の5種で、学術的・歴史的な価値があります。
植生	ある場所に生育している植物の集団のことです。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や伐採、農耕などの人為的要因の影響を受けます。一方、成立した植生はこれらの環境要因を変化させます。現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果です。
食品ロス	まだ食べることができる食品が廃棄されてしまうことです。
浄化槽	し尿等の生活排水を微生物の働き等を利用して浄化する設備です。し尿だけを浄化する設備を単独処理浄化槽、し尿と台所排水等の生活雑排水を併せて浄化する設備を合併処理浄化槽*とといいます。
水質汚濁防止法	工場・事業場などからの排出水の規制や生活排水対策等により、水質の汚濁の防止を目的とした法律です。
生物化学的酸素要求量(BOD)	河川における有機性汚濁の代表的な指標です。その値は、水中の有機物が微生物により分解される時に必要な酸素の量で表され、この値が大きいほど水は汚れています。
生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と生物、それを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念です。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのことで、相互に関係を持ちながら生息している生物とその基盤となる環境をひとまとめにした「生態系*」(生物群集)、生物の単位である「種」、全ての生物で親から子に受け継がれる「遺伝子」の3つのレベルの多様性から成り立っています。
ゼロエミッションビークル(ZEV)	走行時に二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等のことです。
ゼロカーボンシティ	2050年に二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らが、または地方自治体として公表された地方自治体のことです。
全窒素(T-N)	アンモニア性窒素、硝酸性窒素などの窒素化合物の総和です。窒素やリンなどの栄養塩類*流入により海域や湖沼が富栄養化*状態になると、夏期の水質悪化の大きな原因となります。
全リン(T-P)	リン化合物や有機性リンなどリン化合物の総和です。窒素やリンなどの栄養塩類*の流入により海域や湖沼が富栄養化*状態になると、夏期の水質悪化の大きな原因となります。
総合防除栽培(IPM栽培)	農薬だけに頼らず、害虫の天敵などを活用し、農薬の使用回数を減らす栽培方法です。オクラ栽培では、害虫のアブラムシの天敵であるテントウムシなどを活用しています。
<b>た行</b>	
ダイオキシン類	塩素を含む有機化学物質です。ものを燃やす時に発生しやすく毒性が強いことから、環境の汚染と人体への影響が大きな問題となっています。
代替フロン	モントリオール議定書に基づき全廃されたオゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品のことです。代表的な代替フロンとしては、ハイドロフルオロカーボン(HFC)などがあります。

用語	解説
大腸菌群数	人や家畜の腸内に寄生する細菌等を総称する大腸菌群の数をいい、河川水等では、100mL中に存在する最も確からしい数(MPN:Most Probable Number)として表します。人や家畜の排せつ物等による水の汚れを知る尺度として用いられます。
大腸菌数	大腸菌群数と同様に、人や家畜の排せつ物等による水の汚れを知る尺度として用いられます。河川水等では、100mL中に存在するコロニー数(CFU:Colony Forming Units)として表します。
多自然川づくり	積極的に自然を利用・再生しつつ、水辺づくりを進める河川事業のことです。もともとヨーロッパにおいて「人間生活と自然の調和」を目的として始められた試みで、1自然が持つ多様性を尊重する、2良好な水辺と水環境を保全かつ創出する、3生態系*が孤立しないよう水と緑でネットワークするなどの考え方が重視されています。
脱炭素社会	人の活動に伴って発生する温室効果ガス*の排出量と吸収作用の保全および強化により吸収される温室効果ガス*の吸収量との間の均衡が保たれた社会のことです。
地球温暖化	化石燃料の大量消費等により二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*など温室効果ガス*が大気中に増え、気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への影響等が懸念されます。18世紀の産業革命以降、大気中の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*濃度は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えています。
鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護を図るため、期間を定めて指定されます。特に必要のある場合には、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区が指定されます。鳥獣保護区内では鳥獣の捕獲等が原則として禁止されます。
天然記念物 (特別天然 記念物)	「文化財保護法」により、保護の対象となっている動植物や地質鉱物などのことです。このうち、特に重要なものは特別天然記念物に指定されます。本県では、特別天然記念物に「鹿児島県のツルおよびその渡来地」、「アマミノクロウサギ」等が指定されています。天然記念物には「アマミトゲネズミ」、「ルリカケス」、「オオトラツグミ」、「オーストンオオアカゲラ」、「アカヒゲ」、「川内川のチスジノリ発生地」等が指定されています。
島嶼 (とうしょ)	大小さまざまな島のことです。
特定施設	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「水質汚濁防止法*」などに定められる物質や騒音・振動などを発生または排出する施設のことです。
特定植物群落	環境省が実施する自然環境保全基礎調査の一環で調査される原生林またはそれに近い自然林、稀な植物群落または個体群など、学術上重要な群落、保護を要する群落として都道府県別に選定したものです。
特別天然記念物 (天然記念物)	「文化財保護法」により、保護の対象となっている動植物や地質鉱物などのことです。このうち、特に重要なものは特別天然記念物に指定されます。本県では、特別天然記念物に「鹿児島県のツルおよびその渡来地」、「アマミノクロウサギ」等が指定されています。天然記念物には「アマミトゲネズミ」、「ルリカケス」、「オオトラツグミ」、「オーストンオオアカゲラ」、「アカヒゲ」、「川内川のチスジノリ発生地」等が指定されています。

用語	解説
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要があるとして、県知事が指定する区域のことです。「都市計画法」、その他の法令の規制を受けます。
トロイデ	ドイツの火山学者シュナイダーによる火山の分類で、溶岩円頂丘のことです。
トロコニーデ	成層火山(コニーデ)の上に山頂部分の溶岩円頂丘(トロイデ*)が二重式になっている複式火山のことです。
トンボロ (陸繋砂州)	陸地と島をつなぐ砂州のことです。普段は海によって隔てられている陸地と島が、干潮時に干上がった海底でつながる現象をトンボロ現象といいます。
<b>な行</b>	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼や火山活動などに伴い発生します。呼吸器系に影響を及ぼし、四日市ぜんそくなどの原因になったことでも有名です。また、酸性雨の原因になっています。
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	炭酸ガスともいい、色もにおいもない気体です。地球の平均気温を上げる性質のある「温室効果ガス*」と呼ばれるものの一つです。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	工場や事業場、自動車などにおける化石燃料の燃焼により発生します。呼吸器系に影響を及ぼすほか、光化学オキシダント(Ox)*の生成や酸性雨の原因になっています。
二次汚濁	汚濁物質がその水域の中で生成されることです。海水中の栄養塩類*の増加・蓄積によって富栄養化*状態になると、植物プランクトンが増殖し、水質が悪化します。
二次林	伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに自然に生じた森林のことです。
ネイチャー ポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性*の損失を止め、反転させることです。
<b>は行</b>	
ハイドロフルオ ロカーボン類 (HFCs)	オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年頃から使用され始めた化学物質で、近年、使用量が増加しています。HFCsは自然界に存在しない温室効果ガス*で、100年間のGWP(地球温暖化*係数)は、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*の数百~11,700倍と大きいです。1997年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガス*の一つに加えられました。
パーフルオロ カーボン類 (PFCs)	1980年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス*です。HFCsほどの使用量には達しないですが、CFCsの規制とともに、最近、使用量が急増しています。100年間のGWP(地球温暖化*係数)は、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*の6,500~9,200倍です。京都議定書で削減対象の温室効果ガス*の一つとされています。
バイオマス エネルギー	バイオマスとは、生物が水と二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*から光合成により生成した炭素をエネルギー資源として利用できる生物体・有機物のことです。バイオマスの直接燃焼、アルコール発酵、メタン発酵などによってエネルギーとして利用することができます。
ビオトープ	ドイツ語の「ビオ(生き物)」と「トープ(場所)」の合成語で、草や虫、動物、人間など生態系*の構成員がともに生きていく生育空間のことです。ドイツでは、1970年代半ばから動植物の生息地を回復するビオトープ運動が盛んになりました。我が国においても、小川の復元などにより自然の持つ生態系*回復力を側面から支援する取り組み等があります。

用語	解説
微小粒子状物質 (PM2.5)	従来、大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )以下の粒子を浮遊粒子状物質(SPM)*と定義して環境基準*を定め対策を進めていますが、その中で粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質と呼んでいます。微小粒子状物質は粒径がより小さいことから、人の肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。
フードドライブ	家庭で余っている食品を回収拠点(スーパーや自治体など)やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のことです。 回収する食品には、団体によって条件があります。「未開封であること」「賞味期限まで2カ月以上あること」「常温保存が可能であること」「製造者または販売者、成分表示またはアレルギー表示があること」を条件に挙げる団体が多く、冷蔵・冷凍品やアルコール類などは、回収していない団体が多いです。
富栄養化	湖沼や内湾等の水域において、窒素やりん等の栄養塩類*の濃度が増加することです。窒素やりんを含む生活排水等が流れ込むことによって進行します。富栄養化が進むと藻類が大量増殖し、アオコや赤潮等の原因となります。
不法投棄	「廃棄物処理法」に定められた方法により処理せず、廃棄物を山林・原野などに投棄することです。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊して溶解しない物質の総称で、水の汚濁状況を示す重要な指標の一つです。河川にSSが多くなると光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼします。また沈降堆積すると底生生物にも悪影響を及ぼします。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径が $10\mu\text{m}$ ( $1/100\text{mm}$ )以下のものです。発生源は、工場からのばいじんや自動車排ガス中の黒煙など人為発生源のほか、土壌の飛散や海塩、火山灰などの自然発生源があります。空気中に比較的長時間滞留するため、人の気道や肺に沈着して呼吸器疾患の発症の増加を引き起こすとされています。
フロン	フッ素を含む化合物で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、半導体製造工程の洗浄剤などに使用されています。オゾン層を破壊する原因物質として指定された特定フロンは、生産が全廃されています。
ブルーカーボン	沿岸・海洋生態系*に取り込まれ、そのバイオマス*やその下の土壌に蓄積される炭素のことです。
<b>ま行</b>	
マイクロプラスチック	5ミリメートル以下の微細なプラスチック片の総称で、発生源にはペットボトルやレジ袋などの破片のほか、合成繊維の衣類から洗濯時に流出する繊維片などがあります。一度環境中に流出すると分解されにくく、海洋や河川などに長期間残留することが問題となっています。海洋生物が摂取することによる生態系*への影響や、食物連鎖を通じた人への影響が懸念されており、各国で削減や適正管理に向けた対策が進められています。
メタン( $\text{CH}_4$ )	水に不溶、無色・無臭の気体で、家畜のふん尿等が主な発生源とされています。「地球温暖化*対策の推進に関する法律」において、排出の抑制等が図られる7種類のガスの一つで、温室効果は二酸化炭素( $\text{CO}_2$ )*の約21倍です。

用語	解説
モニタリング	監視・追跡のために行う観測や調査のことで継続監視といいます。大気や水質の継続監視などが行われています。
藻場	浅場に海藻や海草が群落をつくっている場所のことをいいます。ガラモ場は岩礁域に、アマモ場は波の穏やかな砂泥域に形成され、水産生物にとって重要なエサ場であり、産卵場、生育場などになっています。
<b>や行</b>	
有機フッ素化合物 (PFAS)	主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物のことを指します。分類の仕方によって数が異なりますが、1万種類以上の物質があるとされています。 PFASの物性は炭素鎖の長さ、官能基の種類、分岐類の有無等で大きく異なりますが、いずれも強く安定した炭素-フッ素結合を持ち、加水分解、光分解、微生物分解および代謝に対して耐性があります。中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されています。
容器包装リサイクル法	正式には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といいます。一般廃棄物*の大きな割合を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能なペットボトル等の容器包装廃棄物について、リサイクルシステムを構築することを目的としています。
用途地域	「都市計画法」により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のことです。住居、商業、工業など12種類あります。
<b>ら行</b>	
レジリエンス	災害の影響を受けた場合でも、社会や地域、仕組みが重要な機能を保ち、必要に応じて早く立て直し、被害を小さく抑えながら回復する力のことです。
レジンペレット	ビーズのような外見のプラスチックの玉で、つぶれた球形をしていることが多く、円筒形やおむすび型のものもあります。その正体は、プラスチックの半製品で、これを溶かして整形し、さまざまな道具や機材を作る粒状の材料です。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	無色の気体で変電所の遮断器など電子工業における絶縁に用いられています。大気中では非常に安定しており、寿命が長く、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )*の22,800倍という非常に強力な温室効果を有します。





## 第三次指宿市環境基本計画

---

発行元 指宿市役所 市民福祉部 環境政策課 環境衛生係

〒891-0497

指宿市十町2424番地

TEL 0993-22-2111(内線2241、2242)

発行 令和8(2026)年 3月

---